

国民体育大会功労者表彰対象者 令和2年

2020/7/17現在

No.	推薦団体	氏名	初参加 大会
1	公益財団法人北海道スポーツ協会	サカキミノル 榊 稔	30
2	公益財団法人山形県スポーツ協会	ヤマグチ トシアキ 山口 俊昭	28
3		ツバキヒロシ 椿 央	38
4	公益財団法人神奈川県スポーツ協会	オオバ ヒデオ 大庭 秀夫	32
5	公益財団法人京都府スポーツ協会	ムラカミ シンウジ 村上 修士	40
6	公益財団法人兵庫県体育協会	ニノミヤ ジンコ 二宮 順子	32
7	公益社団法人和歌山県体育協会	タナカ ヤスオ 田中 康雄	20
8	公益財団法人佐賀県スポーツ協会	サカグチ ヒロユキ 坂口 裕之	42
9	公益財団法人熊本県スポーツ協会	サカモト シズアキ 坂本 静明	41
10	公益財団法人鹿児島県体育協会	キク アキヒロ 禧久 昭広	39
11	公益財団法人日本水泳連盟	カネト ケイタ 金戸 恵太	38
12		ニシカワ トモアキ 西川 友章	41
13		サカイ ヒロヤス 坂井 弘靖	33
14	公益社団法人日本ボート協会	タケウチ シンジ 竹内 信二	40
15	公益財団法人日本セーリング連盟	ナガツカ ホウジ 長塚 奉司	26
16	公益社団法人日本ウエイトリフティング協会	カサハラ タツオ 笠原 達夫	44
17	公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会	オカモト ヤスオ 岡本 安夫	17

【国民体育大会功労者表彰基準】

この基準は、永年にわたり国体に参加し、その発展に貢献したものに対し行う「国民体育大会功労者表彰」を実施するための必要な事項について定める。

1. 表彰対象者

国民体育大会冬季大会または国民体育大会（いずれも本大会）に通算30回以上、次のいずれかの立場で参加した者とする。都道府県選手団本部役員、監督、選手、大会役員、競技会役員、競技役員（視察員として参加した者は除く）。なお、同一年に開催された国民体育大会冬季大会・国民体育大会（いずれも本大会）の両方に参加した場合でも1回と見なす。

2. 表彰

当協会会長名による表彰状を授与する。

3. 推薦手続き

表彰者の推薦は、当協会及び当協会加盟団体[都道府県体育・スポーツ協会、中央競技団体]が行う。

当協会加盟団体は、別紙様式1により該当者を当協会会長へ推薦する。

4. 表彰者の決定

国民体育大会委員会において審査し、決定する。

5. その他

表彰は、原則として毎年国民体育大会本大会時に行う。

国民体育大会開催基準要項改定について 大会役員

資料 No.2-1-1

現行	変更後
～省略～ 23 大会役員 (1) 大会役員は、概ね次のとおりとする。 ～省略～ 副会長 日本スポーツ協会副会長・専務理事、スポーツ庁長官、開催県知事、開催県<u>体育(スポーツ)</u>協会会長 ～省略～ 参 与 スポーツ庁審議官・スポーツ総括官・政策課長・健康スポーツ課長・参事官(地域振興担当)、開催県議会議員・副知事・教育委員・開催県会計管理者・各部部长・警察本部長、開催県実行委員会常任委員、開催県<u>体育(スポーツ)</u>協会副会長・顧問・参与 ～省略～ 総務委員 日本スポーツ協会国民体育大会委員会委員・担当事務局次長・担当部長・担当課長、開催県実行委員会事務局次長、開催県<u>体育(スポーツ)</u>協会理事長又はこれに準ずる者、開催県<u>体育(スポーツ)</u>主管課長 委 員 日本スポーツ協会国体競技運営部会委員・事務局担当者、スポーツ庁担当官、開催県<u>体育(スポーツ)</u>協会常務理事、JADA 事務局長又はこれに準ずる者、開催県実行委員会事務局の課長以上	～省略～ 23 大会役員 (1) 大会役員は、概ね次のとおりとする。 ～省略～ 副会長 日本スポーツ協会副会長・専務理事、スポーツ庁長官、開催県知事、開催県<u>体育・スポーツ</u>協会会長 ～省略～ 参 与 スポーツ庁審議官・スポーツ総括官・政策課長・健康スポーツ課長・参事官(地域振興担当)、開催県議会議員・副知事・教育委員・開催県会計管理者・各部部长・警察本部長、開催県実行委員会常任委員、開催県<u>体育・スポーツ</u>協会副会長・顧問・参与 ～省略～ 総務委員 日本スポーツ協会国民体育大会委員会委員・担当事務局次長・担当部長・担当課長、開催県実行委員会事務局次長、開催県<u>体育・スポーツ</u>協会理事長・<u>専務理事</u>又はこれに準ずる者、開催県<u>体育・スポーツ</u>主管課長 委 員 日本スポーツ協会国体競技運営部会委員・事務局担当者、<u>都道府県体育・スポーツ</u>協会理事長又は専務理事、<u>都道府県体育・スポーツ</u>主管課長、スポーツ庁担当官、開催県<u>体育・スポーツ</u>協会常務理事、JADA 事務局長又はこれに準ずる者、開催県実行委員会事務局の課長以上

～省略～

(1) 競技会役員は、概ね次のとおりとする。ただし、公開競技においては、当該中央競技団体が開催関係機関・団体と協議の上、決定する。

～省略～

副会長 全国を統轄する競技団体副会長、会場地市町村体育（スポーツ）協会会長、開催県競技団体会長、会場地市町村実行委員会事務局長

～省略～

参 与 会場地市町村議会議員・教育委員・副市町村長・会計管理者・関係部長、会場地市町村体育（スポーツ）協会顧問・副会長、会場地市町村実行委員会常任委員、開催県競技団体副会長・顧問・参与、会場地競技団体顧問・参与、全国を統轄する競技団体役員の中で特に必要と認めた者

～省略～

委 員 全国を統轄する競技団体理事、開催県競技団体理事、会場地市町村競技団体副会長、会場地市町村実行委員会事務局各部長・各副部長、会場地市町村体育（スポーツ）協会常務理事、JADA 事務局担当者又はこれに準ずる者

〈附 則〉

～省略～

令和元年12月12日 第55次改定
(改定内容は第75回本大会から適用)

～省略～

(1) 競技会役員は、概ね次のとおりとする。ただし、公開競技においては、当該中央競技団体が開催関係機関・団体と協議の上、決定する。

～省略～

副会長 全国を統轄する競技団体副会長、会場地市町村体育・スポーツ協会会長、開催県競技団体会長、会場地市町村実行委員会事務局長

～省略～

参 与 会場地市町村議会議員・教育委員・副市町村長・会計管理者・関係部長、会場地市町村体育・スポーツ協会顧問・副会長、会場地市町村実行委員会常任委員、開催県競技団体副会長・顧問・参与、会場地競技団体顧問・参与、全国を統轄する競技団体役員の中で特に必要と認めた者

～省略～

委 員 全国を統轄する競技団体理事、開催県競技団体理事、会場地市町村競技団体副会長、会場地市町村実行委員会事務局各部長・各副部長、会場地市町村体育・スポーツ協会常務理事、JADA 事務局担当者又はこれに準ずる者

〈附 則〉

～省略～

令和元年12月12日 第55次改定
(改定内容は第75回本大会から適用)

令和2年7月17日 第56次改定

国民体育大会開催基準要項

1 総 則

国民体育大会（以下「大会」という。）を開催し、運営するためにこの基準要項（以下「本要項」という。）を定める。

2 目 的

大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするものである。

3 性 格

大会は、国民の各層を対象とする体育・スポーツの祭典である。

4 名 称

(1) 大会の正式名称は次のとおりとする。

1) 国民体育大会冬季大会（以下「冬季大会」という。）

2) 国民体育大会（以下「本大会」という。）

(2) 3) 第 78 回大会以降の正式名称は、「国民スポーツ大会冬季大会」「国民スポーツ大会」へ変更する。「回数」及び「競技名」を表示する場合は次のとおりとする。

1) 冬季大会

第〇回国民体育大会冬季大会〇〇競技会

2) 本大会

第〇回国民体育大会〇〇競技会

(3) 第 78 回大会以降の略称、英語表記は次のとおりとする。

1) 略称は、「国スポ」(こくすぽ)とする。

2) 英語表記は、「JAPAN GAMES」とする。

(4) 大会に関する製作物等には、原則として正式名称を表示しなければならない。

5 回 数

大会は、昭和 21 年に開催された大会をもって第 1 回とし、これより起算し、原則として暦年を基準に回数を順次付するものとする。

第 78 回大会以降の名称変更後も回数は継続するものとする。

6 主 催

大会の主催者は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）、文部科学省及び開催地都道府県（以下「開催県」という。）とし、各競技会については日本スポーツ協会加盟競技団体等（以下、「競技団体」という。）及び会場地市町村を含めたものとする。

7 開催の基本方針

(1) 大会の開催方法

- 1) 大会は、毎年開催し、都道府県持ち回りとする。
- 2) 大会は、冬季大会、本大会に分け、この順に開催する。
- 3) 本大会は、同一都道府県内で開催することを原則とするが、複数の都道府県が一致して開催を希望した場合は、国民体育大会開催基準要項細則（以下「細則」という。）第1項の要領により開催することができる。

(2) 大会の開催時期及び期間並びに会期

- 1) 大会の開催時期は、次のとおりとする。ただし、開催地の気象その他の事情により変更することができる。

① 冬季大会：12月～2月末日

② 本大会：9月中旬～10月中旬

[注]公開競技については、当該大会開催年度4月1日以降、本大会会期内まで

- 2) 大会の開催期間は次のとおりとし、特別な事情がない限り、延長することはできない。

① 冬季大会：5日間以内

② 本大会：11日間以内

- 3) 大会の会期は開催3年前に日本スポーツ協会が開催県と協議して決定する。
- 4) 競技会の会期は開催3年前の12月31日までに、日本スポーツ協会が中央競技団体及び開催県と協議して決定する。
- 5) 開催県内では、大会の開催期間中及びその1週間前に他の競技的催し物等を実施することはできない。

(3) 大会の実施競技及び参加人員

- 1) 大会の実施競技の区分は、正式競技、公開競技、デモンストレーションスポーツ、特別競技とし、正式競技は都道府県対抗で実施する。
- 2) 大会の実施競技及び参加人員等は、本要項第10項に基づき、開催県の諸条件も考慮の上、主催者間の協議で開催県内定時に決定する。

(4) 大会の会場地及び競技施設

- 1) 開催県内の市町村会場地の決定にあつては、同一競技は同一市町村内で開催することを原則とし、会場地市町村等の都合により分散する場合でも近接の市町村で開催するものとする。
- 2) 大会の諸施設（公開競技を除く）は、別に細則第2項で定める施設基準による。
- 3) 開催県の立地条件及びスポーツ推進の状況等から実施困難な競技がある場合、当該競技を近県又はブロック内の既存の施設を活用して実施することができる。その際、開催県は、開催申請書提出以前に日本スポーツ協会及び文部科学省と協議しなければならない。

(5) 大会の文化プログラム

大会の主催者及び特定非営利活動法人日本スポーツ芸術協会は、別に定める「文化プログラム実施基準」（56頁）に基づき文化プログラムを実施する。なお、必要に応じ個別プログラムの主催者に会場地市町村を含めることができる。

8 大会参加者

大会の参加者は、次のとおりとする。

(1) 都道府県選手団

本部役員、正式競技及び特別競技の監督及び選手(以下「参加選手団」という。)で構成する。この参加選手団は、都道府県を代表する者で、別に細則第3項で定める参加資格を有しなければならない。参加選手団は、大会の式典(総合開閉会式、各競技会の開始式並びに表彰式)及び競技中においては、別に定める「国民体育大会ユニフォーム規程」(57頁)に基づくユニフォームを着用するものとする。

(2) 公開競技に参加する選手・監督及び役員

(3) 役員

大会役員、競技会役員及び競技団体が指定した競技役員

9 アンチ・ドーピング活動の実施

大会におけるアンチ・ドーピング活動(ドーピング検査及びアンチ・ドーピング教育・情報提供・啓発活動)は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構(以下「JADA」という。)が定める「日本アンチ・ドーピング規程」及び別に定める「国民体育大会アンチ・ドーピング活動に関するガイドライン」(59頁)に基づき実施する。

10 大会の実施競技及び種別並びに参加人員

- (1) 実施競技は、別に定める「国民体育大会における実施競技について」(15頁)に基づき選定された競技を対象とし、4年毎に見直すものとする。
- (2) 高等学校野球競技を特別競技として実施し、公益財団法人日本高等学校野球連盟が主管する。
- (3) 大会で実施する競技、並びに正式競技及び特別競技の参加人員は、別に細則第4項で定める。
- (4) 正式競技の実施種別は、原則として成年男子・成年女子・少年男子・少年女子とし、参加資格及び年齢基準については別に細則第3項で定める。
- (5) 開催県は、「公開競技」及び「デモンストレーションスポーツ」として、それぞれ「公開競技実施基準」(23頁)及び「デモンストレーションスポーツ実施基準」(24頁)により実施することができる。

11 表 彰

(1) 総合表彰

- 1) 冬季大会及び本大会で実施した全正式競技の男女総合成績第1位の都道府県に天皇杯を、女子総合成績第1位の都道府県に皇后杯を授与する。
- 2) 男女総合成績及び女子総合成績第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。
- 3) 総合成績決定方法は、別に細則第5項第1号で定める。

(2) 競技別表彰

- 1) 正式競技ごとに、男女総合成績第1位の都道府県に、大会会長トロフィーを授与する。
- 2) 男女総合成績及び女子総合成績第1位から第8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。
- 3) 各種別及び種目の第1位から第8位までに、賞状を授与する。
- 4) 総合成績決定方法は、別に細則第5項第2号で定める。

- (3) 天皇杯及び皇后杯並びに大会会長トロフィーについては、「国民体育大会天皇杯・皇后杯授与規程」(63 頁)及び「国民体育大会会長トロフィー授与規程」(64 頁)により授与する。
- (4) 大会の充実・発展並びにスポーツの普及・向上に努め、その実績が顕著な都道府県又は個人に対しては、特別に表彰することができる。

12 大会開催の地域区分と順序

- (1) 大会開催の地域区分は東、中及び西地区とし、輪番に開催する。
- (2) 東、中及び西の地域並びにブロックの区分は次表のとおりとする。

地区	ブロック	都 道 府 県 名
東	北海道	北海道
	東 北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
	関 東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨
中	北信越	新潟、長野、富山、石川、福井
	東 海	静岡、愛知、三重、岐阜
	近 畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
西	中 国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
	四 国	香川、徳島、愛媛、高知
	九 州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

- (3) この地域区分は、冬季大会には適用しない。

13 大会開催の要望

- (1) 大会の開催を希望する都道府県は、都道府県体育・スポーツ協会(以下「都道府県体協」という。)会長、都道府県知事及び教育委員会教育長が連署の上、日本スポーツ協会会長及び文部科学大臣宛に開催要望書を提出するものとする。
- (2) 開催要望書の提出は、原則として大会開催年の6年前の年までとする。
- (3) 開催要望書の様式及び添付書類は、別に細則第6項で定める。
- (4) 日本スポーツ協会は、要望に基づいて調査審議の上、文部科学省と協議し、当該都道府県を開催申請書提出順序了解県として決定する。

14 大会開催の申請

- (1) 開催申請書提出順序了解県は、都道府県体協会長、都道府県知事及び教育委員会教育長が連署の上、日本スポーツ協会会長及び文部科学大臣宛に開催申請書を提出するものとする。
- (2) 開催申請書の提出は、原則として大会開催年の5年前の年の6月1日から6月30日までとする。
- (3) 開催申請書の様式及び添付書類は、別に細則第7項で定める。
- (4) 原則として、開催申請書の提出に先立ち、正式競技及び特別競技に係る中央競技団体による会場地市町村の視察を行うものとする。

15 大会開催地の内定及び決定

- (1) 日本スポーツ協会は、前項の申請に基づいて調査審議の上、文部科学省と協議し、原則として大会開催年の5年前の年の9月末日までに大会開催地を内定する。
- (2) 日本スポーツ協会は、開催地の決定に先立ち、大会の会場地及び競技施設の準備状況等を調査審議の上、文部科学省と協議し、原則として大会開催年の3年前の年の9月末日

日までに大会開催地を決定する。

16 大会開催の可否決定

大会開催県が、大会開催時までには又は会期中に不慮の災害にあった場合、日本スポーツ協会が審議の上、文部科学省と協議し、開催の可否を決定する。この場合、実施不可能な競技が3分の2程度に達した時は、大会を中止するものとする。

17 大会の標章

(1) 大会の標章は、次のとおりとする。

- 1) 国民体育大会マーク(図形)
- 2) 国民体育大会マークを含めたシンボルマーク(図形)
- 3) 「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」、及びこれらの表示を平仮名、片仮名又はローマ字の文字に変更するものであって同一の称呼及び観念を生ずるもの
- 4) 「国民スポーツ大会」、「国スポ」、「JAPAN GAMES」、及びこれらの表示を平仮名、片仮名又はローマ字の文字に変更するものであって同一の称呼及び観念を生ずるもの
- 5) 「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」を含む結合語又は造語(愛称等)
- 6) 「国民スポーツ大会」、「国スポ」、「JAPAN GAMES」を含む結合語又は造語(愛称等)
- 7) 競技別シルエット(図形)
- 8) 大会に関するマスコット(キャラクター)

(2) 日本スポーツ協会及び開催県実行委員会は、国民体育大会マークを含めたシンボルマーク、並びに、「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」(第78回大会以降は、「国民スポーツ大会」、「国スポ」、「JAPAN GAMES」)を含む結合語又は造語(愛称等)を制定することができる。

(3) 日本スポーツ協会及び開催県実行委員会は、大会に係るマスコットを制定することができる。

(4) 大会の標章の使用に関しては、「公益財団法人日本スポーツ協会国民体育大会関係標章の使用に関する規程」(65頁)によるものとする。ただし、開催県実行委員会が定めるマスコットについては、除くものとする。

(5) 大会に関する製作物等には、原則として国民体育大会マークを表示しなければならない。なお、表示方法等については、「公益財団法人日本スポーツ協会国民体育大会関係標章デザインガイドライン」(68頁)によるものとする。

- 1) 大会参加章
- 2) 記念章
- 3) 各種印刷物
 - ①ポスター、②総合プログラム、③競技別プログラム、④その他印刷物(ガイドブック、リーフレット、名刺等)
- 4) 看板等
 - ①看板類(各種看板、大会告示塔等)、②横断幕
- 5) ホームページ
- 6) その他国体に係る製作物等

18 都道府県大会及びブロック大会

- (1) 正式競技については、大会の予選会として次のとおり都道府県大会を開催するものとする。
 - 1) 都道府県体協等は、都道府県において大会の予選会を兼ねた都道府県大会を開催する。
 - 2) 都道府県大会は、会場地市町村等の共催又は後援の下に開催する。
 - 3) 都道府県体協等は、市町村の体育・スポーツ協会が当該市町村大会を開催できるよう援助する。
- (2) 参加者は、実施要項に基づき都道府県主催団体に申込む。大会の予選会としてブロック大会を開催する必要のある競技がある場合は、原則として本要項第 12 項のブロック区分によるブロック大会を次のとおり開催するものとする。
 - 1) ブロック大会は、各ブロック内の関係都道府県体協等の共催のもと、ブロック大会開催地市町村等の共催又は後援を得て開催する。
 - 2) 競技の運営は、開催都道府県体協等の協議によってブロック大会開催県の各競技団体が当たる。
 - 3) 競技運営に差し支えない限り、開催県選手は当該競技のブロック大会を経ることなく大会に参加することができる。

19 大会参加章

- (1) 本要項第 8 項(1)、(3)に定める参加者には、大会参加章(以下「参加章」という。)が与えられる。
- (2) 参加章着用者は、大会参加を証された者として、総合開・閉会式を除くすべての競技会場に入場することができる。ただし、競技会場によっては、入場を制限されることがある。
- (3) 開催回数を同じくする大会の参加章は、原則として同一とする。ただし、冬季大会の参加章については、開催県が希望する場合、本大会と異なる意匠により作成することができる。
- (4) 参加章の意匠等は、開催県が日本スポーツ協会と協議の上決定し、作成する。
- (5) 開催県実行委員会は、参加章以外に同一意匠で規格を異にする記念章を公開競技及びデモンストラレーションスポーツの参加者、並びに大会補助員、協力者のために作成することができる。
- (6) ブロック大会及び都道府県大会においては、大会参加章と同一意匠で規格を異にする参加章を作成することができる。

20 大会の式典

【本大会】

- (1) 大会の式典を行う場合は、冬季大会を含め回数を同じくする大会の総合開・閉会式として、開催県実行委員会が選定した競技会場地で行う。ただし、本大会を複数の都道府県において開催する場合は、別に協議する。
- (2) 式典の所要時間は、原則として 60 分以内とする。
- (3) 式典は、できるだけ簡素なものとして、次の項目を必ず式典中に取り入れるものとする。ただし、その他の項目については、開催県実行委員会において企画の上、日本スポーツ協会と協議して定める。

総合開会式 開会宣言
国旗掲揚
大会旗・日本スポーツ協会旗・実施競技団体旗掲揚
開催県旗・参加都道府県旗・会場地旗掲揚
天皇杯・皇后杯返還
大会会長あいさつ
文部科学大臣あいさつ
天皇陛下お言葉
炬火点火
選手代表宣誓

総合閉会式 成績発表
表彰状授与
天皇杯・皇后杯授与
大会会長あいさつ
スポーツ庁長官あいさつ
開催県旗・参加都道府県旗・会場地旗降納
大会旗・日本スポーツ協会旗・実施競技団体旗降納
国旗降納
炬火納火
国体旗引継
(第 78 回大会以降は、「国スポ旗引継」)
次期開催県旗掲揚
閉会宣言

(4) 総合開・閉会式時に集団演技を実施することができる。

(5) 競技会終了後の表彰式は細則第 8 項により実施することができる。

【冬季大会】

冬季大会の各競技会においては、開始式並びに表彰式を実施するものとする。ただし、その場合はできるだけ簡素なものとし、内容については、開催県実行委員会において企画の上、日本スポーツ協会と協議して定める。

21 国体旗引継ぎ及び保管

- (1) 国体旗は、総合閉会式時に本大会開催県代表者から次回本大会開催県代表者に引き継がれる。
- (2) 前号の方法は、大会ごとの事情に応じて行う。
- (3) 本大会の開催期間を除き、国体旗の保管は、日本スポーツ協会が行う。
- (4) 第 78 回大会以降は、「国体旗」を「国スポ旗」という。

22 大会旗及び炬火リレー

- (1) 大会旗及び炬火リレーは、開催県内に限り実施することができる。
- (2) リレーの方法については、開催県実行委員会が企画し、実施する。

23 大会役員

(1) 大会役員は、概ね次のとおりとする。

名誉会長	文部科学大臣
会長	日本スポーツ協会会長
副会長	日本スポーツ協会副会長・専務理事、スポーツ庁長官、開催県知事、開催県 <u>体育・スポーツ</u> 協会会長
顧問	日本スポーツ協会顧問・理事・監事・評議員、全国を統轄する各競技団体会長、都道府県体協会会長、文部科学副大臣、文部科学大臣政務官、文部科学事務次官、文部科学審議官、文部科学省大臣官房長、スポーツ庁次長、開催県選出衆・参両院議員、開催県議会議長・教育長・公安委員長・市長会会長・町村長会会長・市議長会会長・町村議長会会長、開催県スポーツ推進審議会会長
参与	スポーツ庁審議官・スポーツ総括官・政策課長・健康スポーツ課長・参事官(地域振興担当)、開催県議会議員・副知事・教育委員・開催県会計管理者・各部部长・警察本部長、開催県実行委員会常任委員、開催県体育・ <u>スポーツ</u> 協会副会長・顧問・参与
委員長	日本スポーツ協会国民体育大会委員会委員長
副委員長	日本スポーツ協会事務局長、スポーツ庁競技スポーツ課長、開催県実行委員会事務局長
総務委員	日本スポーツ協会国民体育大会委員会委員・担当事務局次長・担当部長・担当課長、開催県実行委員会事務局次長、開催県体育・ <u>スポーツ</u> 協会理事長・ <u>専務理事</u> 又はこれに準ずる者、開催県体育・ <u>スポーツ</u> 主管課長
委員	日本スポーツ協会国体競技運営部会委員・事務局担当者、 <u>都道府県体育・スポーツ協会理事長又は専務理事、都道府県体育・スポーツ主管課長、スポーツ庁担当官、開催県体育・スポーツ協会常務理事、JADA 事務局長又はこれに準ずる者、開催県実行委員会事務局の課長以上</u>

(2) 競技会役員は、概ね次のとおりとする。ただし、公開競技においては、当該中央競技団体が開催関係機関・団体と協議の上、決定する。

名誉会長	会場地市町村長
会長	全国を統轄する競技団体会長
副会長	全国を統轄する競技団体副会長、会場地市町村 <u>体育・スポーツ</u> 協会会長、開催県競技団体会長、会場地市町村実行委員会事務局長
顧問	全国を統轄する競技団体顧問、都道府県競技団体会長、会場地市町村議会議長・教育長
参与	会場地市町村議会議員・教育委員・副市町村長・会計管理者・関係部長、会場地市町村 <u>体育・スポーツ</u> 協会顧問・副会長、会場地市町村実行委員会常任委員、開催県競技団体副会長・顧問・参与、会場地競技団体顧問・参与、全国を統轄する競技団体役員の中で特に必要と認めた者
委員長	全国を統轄する競技団体理事長又はこれに準ずる者
副委員長	会場地市町村実行委員会事務局次長、会場地市町村競技団体会長、開催県競技団体理事長又はこれに準ずる者
委員	全国を統轄する競技団体理事、開催県競技団体理事、会場地市町村競技団体副会長、会場地市町村実行委員会事務局各部長・各副部長、会場地市町村 <u>体育・スポーツ</u> 協会常務理事、JADA 事務局担当者

又はこれに準ずる者

- (3) 大会役員及び競技会役員は大会会長が委嘱する。ただし、公開競技における競技会役員は除く。

24 総務委員会

- (1) 総務委員会は、大会開催中、大会運営上重要な事項を処理する必要があるとき、大会委員長が召集し、開催する。
- (2) 総務委員会は、大会委員長、副委員長及び大会委員長が予め指名する総務委員をもって構成する。

25 開催県実行委員会及び会場地市町村実行委員会

- (1) 開催県及び会場地市町村は、大会運営のためにそれぞれ実行委員会を設置する。ただし、公開競技に係る実行委員会については、当該中央競技団体が開催関係機関・団体と協議の上、必要に応じて設置する。
- (2) 実行委員会の規程には、次の内容を明記する。
- ①名称 ②目的 ③組織 ④役員 ⑤管掌内容 ⑥経理方法 ⑦その他必要な事項
- (3) 実行委員会には、事務局を設ける。
- (4) 開催県実行委員会は、下記の事項については日本スポーツ協会と協議し、承認を得なければならない。
- ①競技施設の計画 ②大会役員及び競技会役員編成基準 ③中央競技役員数及び所要経費基準 ④ポスター図案 ⑤国民体育大会マークを含めたシンボルマーク ⑥「国民体育大会」、「国体」、「NATIONAL SPORTS FESTIVAL」を含む結合語又は造語（第 78 回大会以降は、「国民スポーツ大会」、「国スポ」、「JAPAN GAMES」を含む結合語又は造語）⑦報道に関する事項 ⑧記録映画等製作に関する事項 ⑨宿泊、交通及び医療要項 ⑩集団演技の内容 ⑪その他必要な事項
- (5) 開催県実行委員会は、下記の事項については日本スポーツ協会と調整の上、報告をしなければならない。
- ①大会開催に関する予算及び決算 ②皇族に関する事項 ③実行委員会の規程及び委員 ④大会に関するマスコット ⑤招待者の範囲 ⑥表彰に関する事項 ⑦大会の諸会議日程 ⑧その他必要な事項

26 各競技の実施要項

大会で実施する正式競技、公開競技及び特別競技の実施要項は、それぞれ全国を統轄する競技団体が立案し、日本スポーツ協会に提出する。提出された実施要項は、冬季大会は大会開催月の 6 ヶ月前、本大会は大会開催年の前年の 12 月 31 日までに日本スポーツ協会において決定し、開催県実行委員会が作成する。実施要項に記載する内容は別に細則第 9 項で定める。

27 参加申込み

- (1) 都道府県体協等会長及び各都道府県競技団体会長は、連署の上、都道府県大会等において選抜された者を大会会長宛に申込みものとする。
- (2) 参加申込みは、定められた締切日までに所定の様式、方法により日本スポーツ協会宛に行う。

- (3) 参加申込み締切日は、日本スポーツ協会が実施競技団体及び開催県と協議して決定する。
- (4) 参加申込み様式は、日本スポーツ協会が実施競技団体と協議して作成する。
- (5) 公開競技については、別途当該中央競技団体が定める所定の手続きにより行う。

- (6) 参加申込み締切後の選手の交代は、特別な事情がない限り認めない。特別な事情で選手を交代する場合は、所定の様式、方法により各大会の実施要項総則で定めるところへ届け出なければならない。
- (7) 参加申込み締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、各大会の実施要項総則で定める所定の棄権手続きをとらなければならない。

28 大会参加負担金

- (1) 大会に参加選手団を派遣する都道府県体協は、負担金を納入するものとする。
- (2) 負担金の額は、日本スポーツ協会が定める。
- (3) 負担金は、定められた締切日までに日本スポーツ協会に納入する。
- (4) 負担金の充当先等については、日本スポーツ協会が定める。
- (5) 公開競技については、当該中央競技団体が参加者から徴収することができる。

29 招待状

- (1) 招待状は、主催者が発行する。
- (2) 主催者以外のものは、いかなる名義をもって、招待状又はこれに類するものを発行することはできない。
- (3) 招待状持参者は、招待状記載の内容に基づき会場に入場することができる。

30 プログラム

- (1) プログラムは、総合プログラム及び競技別プログラムとする。
- (2) 総合及び競技別プログラムに記載する内容は、別に細則第 10 項で定める。
- (3) プログラムは、有料で頒布する。ただし、次については無料とする。

1) 総合プログラム

大会役員	各 1 部
参加選手団	各 5 部
競技団体	各 2 部
報道関係者	1 社各 1 部

2) 競技別プログラム

競技団体	各 5 部
競技会役員・競技役員	各 1 部
参加選手団	各 2 部
競技別監督	各 1 部
参加選手全員	各 1 部
報道関係者	1 社各 1 部

31 参加選手団本部役員編成

- (1) 参加選手団本部役員の編成は、次の基準による。

1) 本大会

- ① 参加選手 500 名以上の場合、団長、総監督及び総務ほか、計 20 名以内とする。
- ② 参加選手 300 名以上 500 名未満の場合、団長、総監督及び総務ほか、計 15 名以内とする。
- ③ 参加選手 300 名未満の場合、団長、総監督及び総務ほか、計 10 名以内とする。

2) 冬季大会

団長、総監督及び総務ほか、計 5 名以内とする。

3) 上記本部役員のほか、各大会とも 5 名以内の顧問を設けることができる。

- (2) 各大会とも、上記本部役員の中で、スポーツドクターを帯同するものとする。なお、帯同するスポーツドクターは日本スポーツ協会公認スポーツドクター資格を有する者とする。
- (3) 各大会とも、上記本部役員の中で、原則としてアスレティックトレーナーを帯同するものとする。なお、帯同するアスレティックトレーナーは日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー資格を有する者とする。
- (4) 1 日あたりの参加選手団本部役員の人数については、上記の編成人数を上限とする。
- (5) 参加選手団本部役員の参加申込みは、監督及び選手の申込みと同時に、本要項第 27 項に定める方法により行う。

32 視察員

- (1) 各都道府県体協等は、大会視察のため視察員を派遣することができる。
- (2) 視察員数は、各大会それぞれ 1 都道府県 3 名以内とする。ただし、以降の大会開催が決定又は内定している都道府県は 20 名以内とするが、本大会については開催県の実情を考慮し、実施要項作成時に決定する。
- (3) 視察員の参加申込みは、参加選手団の申込みと同時に、本要項第 27 項に定める方法により行う。
- (4) 視察員は、原則としてすべての会場に入場することができる。
- (5) 視察員には、視察員章を交付する。

33 大会経費

大会の準備及び運営のための経費は、国庫補助金及び日本スポーツ協会補助金並びに開催県（会場地市町村を含む）負担金又は準備金及び入場料等でまかなう。

ただし、公開競技の実施に係る経費については、当該中央競技団体が負担する。

34 入場券、入場料

- (1) 入場券は、主催者が発行する。
- (2) 入場料金額は、開催県実行委員会が日本スポーツ協会と協議して決める。
- (3) 入場料は、開催県実行委員会が徴収し、大会運営の経費及びスポーツの推進に必要な経費に充当する。
- (4) 公開競技における入場券、入場料については、当該中央競技団体が日本スポーツ協会と協議の上、発行、徴収することができる。

35 宿 舎

- (1) 大会参加者及び視察員並びに報道員の宿舎は、開催県（会場地市町村を含む）実行委員会が準備する。
- (2) 競技別参加者の宿舎は、環境等を配慮の上、競技実施会場の周辺に選定する。

- (3) 宿舎は、ホテル、旅館及び民宿を原則とする。
- (4) 1 人の宿泊に要する広さは、3.3 m² (2 畳) 以上とする。
- (5) 配宿は、開催県(会場地市町村を含む)実行委員会が行う。
- (6) 宿泊料金は、大会開催の 2 年前に開催県実行委員会と協議の上、日本スポーツ協会において決定する。
- (7) 公開競技については、当該中央競技団体が準備・手配する。

36 交 通

- (1) 主催者は、大会参加者の旅費、馬匹等の輸送費の割引について極力努力する。
- (2) 開催県実行委員会は、できる限り大会参加者の交通上の利便をはかるものとする。

37 記 録

- (1) 開催県実行委員会は、競技成績等を記録し、円滑に発表する。
- (2) 競技成績等記録の情報処理に関しては、別に定める「国民体育大会記録情報処理要項」(82 頁)に基づき行うものとする。

38 報 道

- (1) 報道員の範囲は、日本新聞協会、日本放送協会(NHK)、日本民間放送連盟、日本雑誌協会、写真記者協会及びテレビ・ニュース映画協会にそれぞれ加盟している新聞社、雑誌社、ラジオ・テレビ放送社及びニュース映画社の所属社員並びに日本スポーツ協会と開催県実行委員会が協議して認めた者に限る。
- (2) 報道員の取材は、開催県実行委員会が定めた取材協定によるものとする。
- (3) スポンサーのある放送は、日本スポーツ協会の許可を得なければならない。

39 スポーツ推進事業への協力

- (1) 開催県(会場地市町村を含む)は、日本スポーツ協会が推進するスポーツ推進事業に対し、必要な協力を行うものとする。
- (2) 開催県(会場地市町村を含む)は、日本スポーツ協会が実施するキャンペーン活動の推進に協力しなければならない。

40 企業協賛

- (1) 日本スポーツ協会と開催県実行委員会は両者協力のもと、大会の活性化(国体の認知度の向上、国体ブランドの価値の向上)と開催地の財政負担軽減を目的とした企業協賛を実施するものとする。
- (2) 実施に際しては、別に定める「国民体育大会企業協賛に関するガイドライン」(79 頁)に基づくものとする。

41 広告・示威行動・宣伝

- (1) 大会開催場所・競技会場施設内においては、いかなる種類の示威行動または、政治的、宗教的、人種的な宣伝活動も認めない。
- (2) 大会開催場所・競技会場施設内及びその周辺における広告またはその他の宣伝等については、別に定める「国民体育大会企業協賛に関するガイドライン」(79 頁)に基づき、日本スポーツ協会と開催県実行委員会が協議し、両者協力のもとで実施するものとする。

42 国民体育大会参加者傷害補償制度

- (1) 日本スポーツ協会及び都道府県体協等は、大会参加者に対する社会的責任体制を整えとともに、大会参加者の相互扶助の精神に基づいた補償制度として国民体育大会参加者傷害補償制度を運営する。運営については別に細則第 11 項で定める。
- (2) 本制度の対象となる参加者とは、ブロック大会及び本大会に参加する本制度給付規定に定められた選手、監督、選手団本部役員(顧問を含む)、視察員並びにその他選手団役員とする。
- (3) 補償内容その他の細部については、別に定める「国民体育大会参加者傷害補償制度」のとおりとする。

43 ドクターズ・ミーティング開催への協力

開催県(会場地市町村を含む)は、日本スポーツ協会が開催するドクターズ・ミーティングに対し必要な協力を行うものとする。

44 協議

- (1) 本要項において協議と定める事項については、原則として国民体育大会委員会において協議し決定するものとする。
- (2) 本要項において定める事項のほか、大会に関連して協議が必要な事項については、原則として、国民体育大会委員会において協議し決定するものとする。

45 要項の改廃

本要項の改廃は、国民体育大会委員会の決議を経て行う。

〈附 則〉

- (1) 本要項に定めるもののほか、日本体力医学会及び全国体育施設研究協議会については、できるだけ選手及び役員の宿泊等に支障がないよう配慮の上、開催するものとする。
- (2) 本要項は、昭和 30 年 1 月 17 日制定
- (3) 第 78 回以降の大会については、本要項、細則及び関連基準・規程等の「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に読み替えるものとする。

昭和 30 年	12 月	4 日	第 1 次改定	平成 17 年	12 月	22 日	第 28 次改定
昭和 32 年	10 月	25 日	第 2 次改定	(10 項(2)は第 63 回大会から改定し適用)			
昭和 37 年	3 月	1 日	第 3 次改定	平成 18 年	3 月	9 日	第 29 次改定
昭和 41 年	3 月	29 日	第 4 次改定	(7 項(5)は第 63 回大会から適用)			
昭和 48 年	7 月	10 日	第 5 次改定	平成 19 年	3 月	7 日	第 30 次改定
昭和 51 年	6 月	2 日	第 6 次改定	平成 19 年	7 月	1 日	第 31 次改定
昭和 52 年	7 月	13 日	第 7 次改定	平成 20 年	12 月	17 日	第 32 次改定
昭和 54 年	5 月	9 日	第 8 次改定	平成 22 年	3 月	17 日	第 33 次改定
昭和 55 年	1 月	23 日	第 9 次改定	(改定内容は第 70 回大会から適用)			
昭和 55 年	9 月	9 日	第 10 次改定	平成 22 年	6 月	18 日	第 34 次改定
昭和 58 年	12 月	7 日	第 11 次改定	平成 22 年	12 月	16 日	第 35 次改定
(8 項(3)、(7)は昭和 63 年 1 月 1 日から施行)				(39 項は第 69 回本大会から適用)			
昭和 63 年	7 月	13 日	第 12 次改定	平成 23 年	3 月	25 日	第 36 次改定
昭和 63 年	8 月	24 日	第 13 次改定	平成 23 年	4 月	1 日	第 37 次改定
平成 元年	8 月	15 日	第 14 次改定	平成 23 年	6 月	24 日	第 38 次改定
平成 5 年	6 月	8 日	第 15 次改定	平成 23 年	8 月	25 日	第 39 次改定
平成 5 年	6 月	29 日	第 16 次改定	平成 23 年	12 月	15 日	第 40 次改定
平成 6 年	5 月	10 日	第 17 次改定	平成 24 年	6 月	21 日	第 41 次改定
(9 項(4)は第 52 回夏季大会から適用)				平成 24 年	12 月	20 日	第 42 次改定
平成 6 年	7 月	5 日	第 18 次改定	平成 25 年	3 月	7 日	第 43 次改定
平成 10 年	6 月	17 日	第 19 次改定	平成 25 年	6 月	21 日	第 44 次改定
(8 項(7)は第 54 回夏季大会から適用)				平成 25 年	12 月	12 日	第 45 次改定
平成 11 年	6 月	16 日	第 20 次改定	平成 26 年	3 月	13 日	第 46 次改定
平成 11 年	9 月	7 日	第 21 次改定	平成 27 年	3 月	12 日	第 47 次改定
(29 項(1)①は平成 12 年 4 月 1 日から施行)				平成 27 年	12 月	10 日	第 48 次改定
平成 13 年	1 月	6 日	第 22 次改定	平成 29 年	3 月	8 日	第 49 次改定
平成 13 年	3 月	14 日	第 23 次改定	平成 29 年	4 月	3 日	第 50 次改定
平成 14 年	7 月	2 日	第 24 次改定	平成 29 年	8 月	25 日	第 51 次改定
平成 15 年	4 月	25 日	第 25 次改定	平成 30 年	4 月	1 日	第 52 次改定
平成 15 年	8 月	19 日	第 26 次改定	平成 30 年	8 月	30 日	第 53 次改定
平成 17 年	6 月	16 日	第 27 次改定	令和元年	6 月	13 日	第 54 次改定
(改定内容は第 61 回冬季大会スケート・アイスホッケー競技会から適用するが、39 項については平成 17 年 4 月 20 日から施行する)				令和元年	12 月	12 日	第 55 次改定
				(改定内容は第 75 回本大会から適用)			
				令和 2 年	7 月	17 日	第 56 次改定

スポーツクライミング競技における「施設基準」の改定について

<施設基準に関する改定内容>

現行	
基準	摘要
日本山岳・スポーツクライミング協会が適当と認めるリード施設及びボルダリング施設	高さ12m以上（ルート長さ15m以上）幅3m以上のリード施設2面、 高さ5m、面積60㎡のボルダリング施設2基。 1会場で実施。

⇒

改定後	
基準	摘要
変更なし	高さ12m 以上、ルート長さ15m 以上の幅3m 以上のルートを <u>同時に2本以上設定できる</u> リード施設 高さ5m、面積60㎡のボルダリング施設2基。 1会場で実施

<変更理由>

IFルールへの対応とともに、会場地の特性を考慮し、より柔軟な施設認定が可能となる基準とするため。

<導入希望大会>

第77回大会（栃木県）からの適用

東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置

公益財団法人日本スポーツ協会

「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」（以下「本特例」という。）について、以下のとおり定める。

1. 特例の対象となる被災地域都道府県

震災による被害状況及び影響等を総合的に勘案し、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の6県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県（以下「特例対象県」という。）とする。

なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。

2. 特例の内容**(1) 特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和**

以下の選手及び監督については、「居住地を示す現住所」、「『学校教育法』第1条に規定する学校の所在地（以下『学校所在地』という。）」または「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。

【特例の適用期間】

第76回国民体育大会（三重県）まで

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

- ① 平成23年3月11日（震災発生時）時点において、当該特例対象県内に居住または勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。
- ② 災害が発生しなかったと仮定した場合、当該大会開催年（冬季大会は開催前年）の4月30日以前から当該大会終了時まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。

(2) 避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

- 1) 被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した以下の選手及び監督については、移動先の都道府県から参加することができる。

なお、この場合、当該大会の前々回大会または前回大会に、当該特例対象県から参加していても、国民体育大会開催基準要項細則第3項 - (1) - 1) - ③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

【特例の適用期間】

第76回国民体育大会（三重県）まで

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

- ① 平成23年3月11日時点において、当該特例対象県内に居住または勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。

- ② 移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする要件を満たしていること。

なお、移動が生じた時期が当該大会開催年(冬季大会は開催前年)の4月30日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。

[注] 「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出または学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。

- 2) 本項 1) を適用して避難等による移動先の都道府県から当該大会の前回大会または当該大会に参加した者が、当該大会の次回大会において、以下のような震災に係る理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民体育大会開催基準要項細則第3項 - (1) - 1) - ③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

＜例＞ ○ 避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合

○ 避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする場合

○ 他の都道府県に避難先を移す場合

(3) 避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和

避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民体育大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、以下のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。

① 卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地

② 災害の発生した時点で在籍していた小学校、中学校または高等学校の所在地

なお、本特例を適用して上記②の学校所在地を「ふるさと」として登録した場合についても、卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。

【特例の対象者】

平成23年度から平成24年度までに、避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者。

3. 特例の適用に係る手続き

- (1) 本特例の適用を受けて参加する者の所属となる都道府県競技団体は、所定の様式1を所属となる都道府県体育・スポーツ協会へ提出する。

- (2) 所属となる都道府県体育・スポーツ協会は、(1)により提出された内容を確認の上、所定の様式2に様式1の写しを添えて、以下のとおり提出する。

1) ブロック大会

ブロック大会実施競技の本特例適用者（都道府県予選会参加者含む）について、各競技参加申込締切日までに当該ブロック大会開催県へ提出する。

2) 本大会

全競技の本特例適用者（都道府県予選会参加者含む）について、各競技参加申込締切日までに日本スポーツ協会へ提出する。

- (3) 日本スポーツ協会は、提出内容を取りまとめの上、都道府県体育・スポーツ協会、中央競技団体等関係各機関・団体へ通知する。

4. その他

本特例に定めのない事項及び特例期間の延長等については、必要に応じ国民体育大会委員会において検討を行うものとする。

附則

- (1) 本特例は、平成 23 年 4 月 26 日に制定、施行し、第 66 回本大会及び第 67 回冬季大会から適用する。
- (2) 本特例第 2 項(3)の「ふるさと選手制度（追加）」及び、同項(1)及び(2)の「適用期間延長（第 67 回本大会及び第 68 回冬季大会）」については、平成 23 年 12 月 15 日に改定、第 67 回冬季大会終了後に施行する。
- (3) 本特例第 2 項(1)及び(2)の「適用期間延長（第 68 回本大会及び第 69 回冬季大会）」及び同項(3)の「ふるさと制度に係る卒業対象年度」については、平成 24 年 12 月 20 日に改定、第 68 回冬季大会終了後に施行する。
- (4) 本特例第 2 項(1)及び(2)の「適用期間延長（第 69 回本大会）」及び同項(3)の「ふるさと制度に係る卒業対象年度」については、平成 25 年 12 月 12 日に改定、第 69 回冬季大会終了後に施行する。
- (5) 本特例は、平成 26 年 6 月 12 日に改定、施行する。
- (6) 本特例は、平成 26 年 8 月 28 日に改定、施行する。
- (7) 本特例は、平成 27 年 3 月 12 日に改定、施行する。
- (8) 本特例は、平成 28 年 3 月 3 日に改定、施行する。
- (9) 本特例は、平成 28 年 12 月 16 日に改定、施行する。
- (10) 本特例は、平成 29 年 12 月 15 日に改定、施行する。
- (11) 本特例は、平成 30 年 4 月 1 日に改定、施行する。
- (12) 本特例は、平成 30 年 12 月 13 日に改定、施行する。
- (13) 本特例は、令和元年 12 月 12 日に改定、施行する。
- (14) 本特例は、令和 2 年 7 月 17 日に改定し、第 76 回大会より施行する。

第77回国民体育大会冬季大会スキー競技会

会 期 及 び 会 場

1 会期

2022年2月17日（木）～20日（日） 4日間

2 会場地市

秋田県 鹿角市

3 日程及び会場

会場地	式典・競技		式典・競技				会場
			令和４年２月				
			１７ 日 (木)	１８ 日 (金)	１９ 日 (土)	２０ 日 (日)	
鹿角市	開始式		◎				鹿角市文化の杜交流館 「コモッセ」
	表彰式					◎	鹿角トレーニングセンター 「アルパス」
	ジャイアントスラローム			○	○	○	花輪スキー場
	スペシャルジャンプ		◇	○			
	コンバインド	ジャンプ	◇ ◆		○		
		クロスカントリー			○		
	クロスカントリー			○	○	○	

(凡例) ◎開始式・表彰式 ○競技日 ◇公式練習日 ◆予備ラウンド

国民体育大会における都道府県代表選手の選考に関する指針

2020 年 7 月 17 日

日本スポーツ協会 国民体育大会委員会

国民体育大会における都道府県代表選手の選考にあたっては、以下の内容に十分配慮するものとする。

1. 選考基準の明確化

代表選手の選考にあたっては、選考人数、選考期間、選考対象大会、選考の方法、予選会免除対象者の取扱、その他選考において考慮すべき事項について、具体的に定めた選考基準を設定すること。

また、選考基準については、代表選手選考団体の委員会等で決定され、具体性があり、客観的に公平性・公正性が認められる内容であること。

2. 選考基準の周知

選考基準については、選手・監督等の関係者に対し、通知あるいは HP 等により、広く確認できる方法で、余裕を持って事前に周知（公開）すること。

3. 選考基準の変更

原則、選考期間中あるいは選考対象大会開始後に選考基準の変更を行わないこと。
なお、やむを得ず変更を行う場合は、すみやかに、選手、監督等の関係者へ周知し、十分に理解を得ること。

4. 選考結果の説明責任

選考結果については、選手・監督等の関係者に対し、通知あるいは HP 等により、広く確認できる方法で周知（公開）すること。

また、選考結果に対する質問や疑義があった場合等の対応窓口を提示し、問合せ等があった場合は、すみやかに対応するとともに、当該者の理解が得られるよう、誠意をもって具体的かつ明確な説明に努めるなど、適切に対応すること。



第76回国民体育大会冬季大会

スケート競技会・アイスホッケー競技会

実 施 要 項



夢!きらリンク愛知国体

ぎふクリスタル国体2021

公益財団法人日本スポーツ協会

文 部 科 学 省

愛 知 県

岐 阜 県

公益財団法人日本スケート連盟

公益財団法人 日本アイスホッケー連盟

名 古 屋 市

豊 橋 市

長 久 手 市

恵 那 市

目 次

1	競技会日程と会場一覧表	1
2	実施要項総則	2
	※交代(変更)届・棄権届	13
3	各競技実施要項	15
4	式典次第	25
5	宿泊要項	28
6	輸送交通要項	32
7	医療救護要項	34
8	国民体育大会天皇杯・皇后杯授与規程	35
9	国民体育大会会長トロフィー授与規程	36
10	関係団体事務局一覧	37

1 競技会日程と会場一覧表

正式競技：スケート、アイスホッケー

会場地	式典・競技		日 程					会 場
			2021 年 1 月					
			27 日 (水)	28 日 (木)	29 日 (金)	30 日 (土)	31 日 (日)	
名古屋市 (愛知県)	開 始 式 (スケート (ショートトラ ック・フィギュア) ・ アイスホッケー)		◎ (AM)					愛知芸術文化センター
恵那市 (岐阜県)	開 始 式 (スケート(スピード))		◎ (PM)					恵那文化センター
名古屋市 (愛知県)	表 彰 式						◎	ウインクあいち (愛知県産業労働センター)
恵那市 (岐阜県)	ス ケ ー ト	スピード		○	○	○	○	岐阜県クリスタルパーク 恵那スケート場
名古屋市 (愛知県)		フィギュア	○	○	○	○ (AM)		日本ガイシアリーナ アイスリンク
		ショート トラック				○ (PM)	○	
豊 橋 市 (愛知県)	アイスホッケー		○	○	○	○	○	アクアリーナ豊橋 アイスアリーナ
長久手市 (愛知県)			○	○	○	○	○	モリコロパーク アイススケート場

(凡例) ◎ 開始式・表彰式 ○ 競技日

全国会議

	全 国 代 表 者 会 議	全 国 報 道 員 会 議
日 時	2021 年 1 月 26 日 (火) 13 : 00～	2021 年 1 月 26 日 (火) 14 : 30～
会 場	ミッドランドスクエア 5 階 ミッドランドホール	ミッドランドスクエア 5 階 ミッドランドホール
住 所	愛知県名古屋市中村区名駅 4-7-1	愛知県名古屋市中村区名駅 4-7-1
電話番号	052-527-8500	052-527-8500

2 実施要項総則

開催の趣旨

国民体育大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康推進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするスポーツの祭典である。

第76回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会を愛知・岐阜両県において開催するに当たり、県民のスポーツへの関心をより一層高め、夢と感動を創出する大会として開催します。

実施方針

1 実施競技

正式競技：スケート、アイスホッケー

2 会期及び会場地

競技会名	会期	会場地
スケート競技会	2021年1月27日(水)～1月31日(日) 5日間	愛知県名古屋市 岐阜県恵那市
アイスホッケー競技会		愛知県豊橋市 愛知県長久手市

3 競技方法

各競技実施要項に示す方法とし、都道府県対抗で実施する。

4 ドーピング検査の実施

大会におけるアンチ・ドーピング活動（ドーピング検査及びアンチ・ドーピング教育・啓発活動）は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構が定める「日本アンチ・ドーピング規程」及び別に定める「国民体育大会アンチ・ドーピング活動に関するガイドライン」に基づき実施する。

なお、治療の目的で禁止物質・禁止方法を用いる必要がある場合は、事前に「治療使用特例」（TUE）の手続きを行うこと。

各都道府県の代表選手は、大会期間中は常に「国民体育大会ドーピング検査同意書」を所持しなければならない。選手が18歳未満の場合、本人の署名及び親権者の署名、捺印がある同意書を所持すること。

5 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

選手及び監督の参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準は、次のとおりとする。

なお、参加資格については、「第76回国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明」を併せて確認すること。

【公益財団法人日本スポーツ協会ホームページ <http://www.japan-sports.or.jp/>】

(1) 参加資格

ア 日本国籍を有する者であることとするが、選手及び監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、大会に参加することができる。

(ア) 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「永住者」（「日本国との平和条約

に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「特別永住者」を含む。)

(イ) 少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a 「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍する学生又は生徒で、「8 参加申込方法」で定めた参加申込締切時【2021年1月6日(水)】に1年以上在籍していること。

b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「留学」又は「家族滞在」(中学3年生)に該当していること。

(ウ) 成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a 少年種別年齢域にあった時点において前号(イ)に該当していた者であること。

b 「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、大会参加時から終了時まで「留学」に該当しないこと。

[注] 上記(ウ) bについて、大学及び専修学校等に在籍する成年種別の年齢域に該当する者は、「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」以外の在留資格を有する場合も「留学」と同様に扱う。

イ 選手及び監督は、所属都道府県の当該競技団体会長(代表者)と体育・スポーツ協会会長(代表者)が代表として認め、選抜した者であること。

ウ 第74回又は第75回大会(都道府県大会及びブロック大会を含む。)において選手又は監督として参加した者は、次の場合を除き、第74回又は第75回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

(ア) 成年種別

a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者

b 結婚又は離婚に係る者

c ふるさと選手制度を活用する者(別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。)

d 東日本大震災に係る参加資格特別措置を活用する者(別記4「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。)

[注] a及びbは当該要件発生後、初めて参加する者に限る。

(イ) 少年種別

a 「学校教育法」第1条に規定する学校を卒業した者

b 結婚又は離婚に係る者

c 一家転住に係る者(別記2「『一家転住等』に伴う特例措置」による。)

d 東日本大震災に係る参加資格特別措置を活用する者(別記4「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。)

[注] aからcは当該要件発生後、初めて参加する者に限る。

エ 選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。

オ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ1競技に限り参加できる。

カ 選手及び監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。

キ 上記のほか、選手については次のとおりとする。

(ア) 都道府県大会及びブロック大会に参加し、これに通過した者であること。

(イ) 健康診断を受け、健康であることを証明された者であること。

(ウ) ドーピング検査対象に選定された場合には、検査を受けなければならない。

ク 上記のほか、監督については公益財団法人日本スポーツ協会(以下「日本スポーツ協会」という。)公認スポーツ指導者制度に基づく競技別指導者資格を有する者とし、各競技における対象資格については当該競技実施要項によるものとする。

(2) 所属都道府県

所属都道府県は、当該競技団体が限定する場合を除き、次のいずれかが属する都道府県から選択することができる。

ア 成年種別

(ア) 居住地を示す現住所

(イ) 勤務地

(ウ) ふるさと（別記1「国民体育大会ふるさと選手制度」による。）

イ 少年種別

(ア) 居住地を示す現住所

(イ) 「学校教育法」第1条に規定する学校の所在地（以下「学校所在地」という。）

(ウ) 勤務地

[注] 「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「学校所在地」のいずれかから参加する場合は、2020年4月30日以前から各競技会終了時（2021年1月31日）まで、引き続き当該地に、それぞれ居住、通勤又は通学していなければならない。ただし、次の者はこの限りではない。

[成年種別]

a 別記3「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

b 別記4「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

[少年種別]

a 一家転住に係る者（別記2「『一家転住等』に伴う特例措置」による。）

b 別記3「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

c 別記4「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

(3) 選手の年齢基準

ア 選手の年齢基準については、以下を原則とする。

(ア) 成年種別に参加する者は、2002年4月1日以前に生まれた者とする。

(イ) 少年種別に参加する者は、2002年4月2日から2005年4月1日までに生まれた者とする。

(ウ) 年齢を区別している種別へ参加する者の年齢計算は、2020年4月1日を基準とする。

イ スケート競技については、中学3年生（2005年4月2日から2006年4月1日までに生まれた者）が参加できるものとする。

(4) 前記の各事項に疑義のあるときは、日本スポーツ協会及び当該競技団体が調査・審議の上、日本スポーツ協会がその可否を決定する。

別記1【国民体育大会ふるさと選手制度】

1 成年種別年齢域の選手は、国民体育大会開催基準要項細則第3項〔国民体育大会開催基準要項第8項第1号及び第10項第4号（参加資格及び年齢基準等）〕に基づき、次のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。

(1) 居住地を示す現住所

(2) 勤務地

(3) ふるさと

2 「ふるさと」とは、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。ただし、JOCエリートアカデミーに係る選手については、別に定める「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」第3項により取り扱うものとする。

3 我が国の競技力向上を支援する観点より、日本国籍を有する者及び「永住者」については、日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。

- 4 「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。
- なお、一度登録した「ふるさと」は、変更できないものとする。
- 5 「ふるさと」から参加する選手は、国民体育大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。
- 6 ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。
- 7 参加都道府県は「ふるさと選手」を所定の様式、方法により、「8 参加申込方法」で定めた参加申込締切期日までに、日本スポーツ協会宛に提出する。

別記2【「一家転住等」に伴う特例措置】

転校への特例

- 1 次の内容をすべて満たすことにより、国内移動選手の制限〔国民体育大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）〕に抵触しないものとする。
- (1) 本特例の対象は、少年種別年齢域への参加者に限る。
- (2) 本特例を受けることができるのは、一家転住等やむを得ない理由に限ることとする。
- なお、「一家転住等」とは概ね次のことを言う。
- ア 親の転勤による一家の転居
- イ 親の結婚、離婚による一家の転居
- ウ 上記以外に、やむを得ない理由による一家の転居
- (3) 転居した時点に応じて、次の手続きを終了していること。
- ア 本特例を受けようとする参加者は、下記2(1)の場合は転居元、下記2(2)の場合は転居先が属する都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告すること。
- イ 報告を受けた都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体は、下記2(1)の場合は転居先、下記2(2)の場合は転居元が属する都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体に対し、その旨を報告し了承を得ること。
- 2 本特例を受ける当該大会において、参加することができる都道府県は次のとおりとする。
- (1) 転居した時点において、次に該当する場合は転居元が属する都道府県から参加することができる。
- ア 転居先が属する都道府県の代表が既に決定している場合
- イ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表として既に決定している場合
- ウ 当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表選考過程にある場合
- (2) 転居した時点において、次に該当する場合は転居先が属する都道府県から参加することができる。
- ア 転居元が属する都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合

別記3【トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置】

我が国の競技力向上を支援する観点より、一定の競技力を有する選手に対して、「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置（以下「本特例」という。）」を次のとおり定める。

- 1 本特例の対象となる選手
- 本特例の対象となる選手は、次の条件のいずれかを満たす者とする。
- (1) 第23回オリンピック冬季競技会（2018年・平昌）に参加した者。
- (2) 2020年10月31日時点で、次のいずれかに該当し、各中央競技団体が本特例の対象として認めた者。

ア JOCオリンピック強化指定選手

イ 各競技（種目）における国内ランキング上位 10 位以内の者

ウ 中央競技団体が定めた強化指定選手

〔注〕 強化指定ランクについては、各競技会における全日本選手権大会入賞レベル以上のカテゴリーを対象とする。

2 本特例の内容

(1) 予選会の免除

本特例の対象となる選手については、都道府県予選会及びブロック大会を経ずに国民体育大会本大会に参加することができるものとする。ただし、ブロック大会実施競技種目・種別においては、当該都道府県代表選手又はチームがブロック大会に参加し、本大会参加枠を獲得している場合とする。

(2) 資格要件（日数要件の緩和）

本特例の対象となる選手が所属都道府県として「居住地を示す現住所」又は「勤務地」を選択する場合は、日数に関する要件を定めないこととし、次のとおりとする。

ア 居住地を示す現住所

次の要件をいずれも満たすものとする。

- (ア) 2020 年 4 月 30 日以前から各競技会終了時（2021 年 1 月 31 日）まで引き続き、住民票記載の住所に存する都道府県において生活している実態があり、当該都道府県以外（海外を含む）において生活している実態がないこと。

なお、生活実態については、次の要件により判断する。

- a 自ら所有する住居、又は自らの名義で住居を賃借していること
- b 当該住居に生計を一にする家族と共に住んでいること
- c 当該住居の水道光熱費など費用を自ら負担していること
- d 当該住居に主要な家財道具が存すること

- (イ) 合宿、試合等により当該都道府県外で活動を行う場合、当該都道府県を移動の起点としていること。

イ 勤務地

次の要件をいずれも満たすものとする。

- (ア) 2020 年 4 月 30 日以前から各競技会終了時（2021 年 1 月 31 日）まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等に現実に通勤し、勤務していること。

- (イ) 当該都道府県内で、競技普及活動等の事業に参加すること。

3 国内移動選手の制限

本特例の対象となる選手の国内移動選手の制限については、国民体育大会開催基準要項細則第 3 項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）のとおりとする。

別記4【東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置】

1 特例の対象となる被災地域都道府県

震災による被害状況及び影響等を総合的に勘案し、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県 の 6 県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県（以下「特例対象県」という。）とする。

なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。

2 特例の内容

(1) 特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和

次の選手及び監督については、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。

＜特例の対象者＞

被災地域から避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。ただし、次の事項のいずれにも該当していること。

- ア 2011年3月11日（震災発生時）時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。若しくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。
- イ 災害が発生しなかったと仮定した場合、2020年4月30日以前から各競技会終了時（2021年1月31日）まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。

(2) 避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

- ア 被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した次の選手及び監督については、移動先の都道府県から参加することができる。

なお、この場合、第74回及び第75回大会に当該特例対象県から参加していても、国民体育大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

＜特例の対象者＞

被災地域から避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。ただし、次の事項のいずれにも該当していること。

- (ア) 2011年3月11日時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。若しくは当該特例対象県内の「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍していた者であること。
- (イ) 移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていること。

なお、移動が生じた時期が2020年4月30日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。

〔注〕 「住居を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出又は学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると日本スポーツ協会が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。

- イ 本項アを適用して避難等による移動先の都道府県から第76回大会に参加した者が、第77回大会において、次のような震災に係る理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民体育大会開催基準要項細則第3項－(1)－1)－③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

- ＜例＞ ・避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合
- ・避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする場合
- ・他の都道府県に避難先を移す場合

(3) 避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和

避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校又は高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民体育大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合は、次のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。

- ア 卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校の所在地

- イ 災害の発生した時点で在籍していた小学校、中学校又は高等学校の所在地

なお、本特例を適用して上記イの学校所在地を「ふるさと」登録した場合についても、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふ

る」とは変更できない。

＜特例の対象者＞

2011～2012 年度に、避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校又は高等学校を卒業した者

6 各正式競技の総合成績決定方法

- (1) 次のア、イの得点を合計したものを男女総合成績及び女子総合成績とする。

ア 競技得点

競技得点は、各種別、種目などの 1 位から 8 位までの都道府県に与え、次の 2 種類とする。ただし、同順位の場合は、次の順位のものを加え、当該都道府県で等分し、割り切れない場合は小数点第 3 位以下を切り捨てる。

		1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	6 位	7 位	8 位
種別	フィギュア	24 点	21 点	18 点	15 点	12 点	9 点	6 点	3 点
	アイスホッケー	40 点	35 点	30 点	25 点	20 点	15 点	10 点	5 点
種目	スピード ショートトラック	8 点	7 点	6 点	5 点	4 点	3 点	2 点	1 点

〔注〕 「種別」：種別などに与える競技得点

「種目」：種目などに与える競技得点

イ 参加得点

参加得点は 10 点とし、大会（ブロック大会を含む。）に参加した都道府県に与える。ただし、ブロック大会で本大会の出場権を獲得しながら、本大会に参加しなかった場合は与えない。

- (2) 各競技会の総合成績は、競技団体が決定する。ただし、天候その他の事情により一部競技が中止になった場合は、当該競技団体と大会総務委員が協議する。
- (3) 参加資格違反等に関わる得点等の取り扱いについては、「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」によるものとする。

7 表 彰

- (1) 各正式競技の男女総合成績 1 位の都道府県に、国民体育大会会長トロフィーを授与する。
- (2) 各正式競技の男女総合成績及び女子総合成績 1 位から 8 位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。
- (3) 各正式競技の各種別及び各種目の 1 位から 8 位までに賞状を授与する。団体競技の場合は、その都道府県名とチーム全員（監督を含む。）の氏名を記載したものを都道府県用に 1 枚、さらに、その都道府県名と個人名を記載したもの又は都道府県名と各チーム全員（監督を含む。）の氏名を記載したものをチーム全員に授与する。

8 参加申込方法

- (1) 都道府県の体育・スポーツ協会会長（代表者）及び各競技団体会長（代表者）は、連署の上、都道府県大会又はブロック大会において選抜された者を、第 76 回国民体育大会会長宛に申し込むものとする。
- (2) 参加申込は、定められた締切日までに国民体育大会参加申込システムにより行う。
- (3) 参加申込締切日は、2021 年 1 月 6 日（水）とする。
- (4) 参加申込様式は、日本スポーツ協会が実施競技団体と協議の上、作成する。
- (5) 参加申込締切後の選手又は監督の交代は、特別な事情がない限り認めない。特別な事情で選手

又は監督を交代する場合は、下記宛に所定の様式（本要項 13 ページ）にて届け出なければならない。

なお、交代の可否は、監督会議で決定する。

ア 公益財団法人 日本スケート連盟

イ 公益財団法人 日本アイスホッケー連盟

ウ 第 76 回国民体育大会冬季大会スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）・アイスホッケー競技会愛知県実行委員会事務局

エ 第 76 回国民体育大会冬季大会スケート競技会（スピード）岐阜県実行委員会事務局

〔注 1〕 各種別の提出先については、次のとおりとする。

スケート競技	スピード	ア・エ
	ショートトラック・フィギュア	ア・ウ
アイスホッケー競技	—	イ・ウ

〔注 2〕 日本スポーツ協会に対しては、各競技会終了後、所定の手続きにより参加申込情報を修正すること。

9 棄権手続

参加申込締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、所定の棄権手続をとらなければならない。

なお、棄権手続に係る届出については、選手交代届と同じ様式（本要項 13 ページ）を用いるものとする。

10 大会参加負担金

(1) 大会に選手団（視察員を除く。）を派遣する都道府県体育・スポーツ協会は、1 人当たり次のとおり参加負担金を納入するものとする。

参 加 区 分	参加負担金
少年の種別に参加する選手	2,000 円
上記以外の者（本部役員、監督、成年の種別に参加する選手等）	4,000 円

（注）地震、風水害、感染症およびその他主催者の責によらない事由により大会を中止した場合、大会参加負担金の返金を行わない。

(2) 大会参加負担金は、各都道府県体育・スポーツ協会に取りまとめ、次のとおり納入する。

ア 納入締切日

2021 年 1 月 6 日（水）

イ 納入先

みずほ銀行 渋谷支店 普通預金口座 513729

公益財団法人日本スポーツ協会

11 宿泊申込

(1) スケート競技（スピード）大会参加者は、第 76 回国民体育大会冬季大会スケート競技会（スピード）恵那市実行委員会が指定した所定の様式により、定められた締切日までに申し込むものとする。

(2) スケート競技（ショートトラック・フィギュア）とアイスホッケー競技大会参加者は、第 76 回国民体育大会冬季大会スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）・アイスホッケー競技会

愛知県実行委員会が指定した所定の様式により、定められた締切日までに申し込むものとする。

12 参加選手団本部役員編成

参加選手団本部役員編成は、次のとおりとする。

- (1) 1 都道府県当たり、団長、総監督及び総務ほか、計 5 名以内とする。
- (2) 上記役員のほか、5 名以内の顧問を設けることができる。
- (3) 上記(1)及び(2)による本部役員総数の範囲内で、スポーツドクターを帯同するものとする。
なお、帯同するスポーツドクターは、日本スポーツ協会公認スポーツドクター資格を有する者とする。
- (4) 上記(1)及び(2)による本部役員総数の範囲内で、原則としてアスレティックトレーナーを帯同するものとする。
なお、帯同するアスレティックトレーナーは、日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー資格を有する者とする。
- (5) 参加選手団本部役員の 1 日当たりの編成人数については、上記(1)及び(2)による人数を上限とする。
- (6) 参加選手団本部役員の申込みは、監督及び選手の申込みと同時に「8 参加申込方法」に定める方法により行う。

13 視察員

- (1) 視察員は、1 都道府県 3 名以内とする。ただし、2022 年以降の国民体育大会冬季大会の開催が決定又は内定している県については、20 名以内とする。
- (2) 視察員の申込みは、参加選手団の申込みと同時に、「8 参加申込方法」に定める方法により行う。
- (3) 視察員は、原則として全ての会場に入場することができる。

14 大会参加章及び視察員章の交付

大会参加章及び視察員章は、次の者に交付する。

- (1) 大会参加章
都道府県選手団本部役員、監督及び選手並びに大会役員、競技会役員及び競技役員
- (2) 視察員章
視察員

15 参加上の注意

- (1) 大会期間中は、交付された大会参加章又は視察員章を携帯しなければならない。
- (2) 各都道府県の代表選手は、競技に際し、「国民体育大会ユニフォーム規程」に基づき、ユニフォームを着用しなければならない。ただし、スケート競技については、同規程第 5 条を適用する。

16 個人情報及び肖像権に関わる取扱い

日本スポーツ協会、第 76 回国民体育大会冬季大会スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）・アイスホッケー競技会愛知県実行委員会、第 76 回国民体育大会冬季大会スケート競技会（スピード）岐阜県実行委員会、会場地市実行委員会及び国民体育大会実施競技中央競技団体（以下「国体関係機関・団体」という。）は、参加申込等を通じて取得する個人情報及び肖像権の取扱いに関して、次のとおり対応するものとする。

- (1) 個人情報の取扱い
ア 利用目的

大会参加申込として国民体育大会参加申込システムへ登録された個人情報、国体関係機関・団体において、参加資格の確認や競技組合せなどをはじめとする大会運営業務のために利用し、目的以外に利用しない。

イ 公表の範囲と方法

個人情報のうち、所属都道府県、氏名、性別、年齢、学校名、チーム名等、所属と個人を識別するために必要な情報については、次の方法等により公表することがある。

- (ア) 競技会プログラムへの掲載
- (イ) 競技会場内におけるアナウンス等による紹介
- (ウ) 競技会場内外の掲示板等への掲載
- (エ) 大会関連ホームページへの掲載
- (オ) 報道機関への提供

ウ 競技結果（記録）等

競技結果（記録）については、上記イで定めた個人情報とともに、次の方法等により公表することがある。

- (ア) 第76回国民体育大会冬季大会スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）・アイスホッケー競技会愛知県実行委員会と第76回国民体育大会冬季大会スケート競技会（スピード）岐阜県実行委員会が共同で設置する記録本部を通じた公開
- (イ) 国体関係機関・団体及び報道機関等による新聞・雑誌及び関連ホームページ等への掲載
- (ウ) 国体関係機関・団体が作成する大会報告書等への掲載
- (エ) 次回以降の競技会プログラムへの掲載【新記録、優勝及び上位入賞結果（記録）等】

(2) 肖像権に関する取扱い

ア 写真

国体関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された写真が新聞・雑誌・報告書及び関連ホームページ等で公開されることがある。

イ 写真（写真撮影企業等）

国体関係機関・団体に認められた写真撮影企業等によって撮影された写真等が販売されることがある。

なお、各競技・会場における販売の有無等の詳細は、当該中央競技団体を中心に対応する。

ウ 映像

国体関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された映像が中継・録画放映及びインターネットによって配信されることがある。

また、DVD等に編集され、販売・配布されることがある。

なお、各競技における販売の有無等の詳細は、当該中央競技団体を中心に対応する。

(3) 対応

ア 承諾の確認

大会参加申込として国民体育大会参加申込システムへ登録された時点で、上記取扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

なお、各競技会における取扱いに伴い、別途、当該中央競技団体等によって個別に承諾を確認することがある。

イ 役員等

大会役員、競技役員、運営役員、その他各種委員や補助員、国体関係機関・団体と大会に関する契約をしている者及び大会運営関係者については、上記取扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

17 都道府県大会及びブロック大会等

本大会の予選として次のとおり都道府県大会（ブロック大会等）を開催しなければならない。

- (1) 都道府県の主催団体は、必要に応じて日本スポーツ協会及び中央競技団体等関係団体と協議の上、本要項に基づき実施要項を作成する。
なお、日本スポーツ協会及び中央競技団体は、その内容に不備がある場合、適宜指導を行うものとする。
- (2) 都道府県大会の実施に当たり、当該都道府県主催団体は、適正な手続きに則り決定した代表選手の選抜方法・選考基準について、予め関係者に周知徹底を図るものとする。
- (3) 参加者は、実施要項に基づき当該主催団体に申し込む。
なお、1人1競技に限る。
- (4) ブロック大会の申込みは、原則として国民体育大会参加申込システムにより行い、様式は、日本スポーツ協会及び当該主催団体が協議の上、作成する。
なお、参加申込システムを使用しない場合の様式については、当該主催団体において別途作成する。
- (5) 都道府県大会の参加申込様式は、当該主催団体において別途作成する。
- (6) 参加料を徴収する場合の金額は、当該主催団体が中央競技団体と協議の上、定める。

18 国民体育大会参加者傷害補償制度

日本スポーツ協会及び都道府県体育・スポーツ協会は、国民体育大会参加者に対する社会的責任体制を整えるとともに、大会参加者の相互扶助の精神に基づいた補償制度として大会参加者による国民体育大会参加者傷害補償制度を運営する。

- (1) 本制度の対象となる参加者は、ブロック大会及び本大会に参加する本制度給付規定に定められた選手、監督、選手団本部役員（顧問を含む。）、視察員並びにその他選手団役員とする。
- (2) 大会参加の都道府県体育・スポーツ協会は、国民体育大会参加者傷害補償制度の対象となる参加者数に応じた制度負担金（1人あたり1,000円）を日本スポーツ協会へ納入する。
- (3) 納入締切日及び納入先については、別途日本スポーツ協会から都道府県体育・スポーツ協会へ通知する。

19 その他

- (1) 参加申込及び宿泊申込が、定められた締切日までに行われない場合、又は参加負担金が定められた締切日までに納入されない場合は、本大会への参加を認めない。
- (2) その他の事項については、国民体育大会開催基準要項及び同細則による。

第 76 回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会 参加選手・監督【 交代（変更）届 ・ 棄権届 】※いずれかに○

※手続きに当たっては、次ページの留意事項を参照すること

1 参加申込者

競技名		種別		部・種目別	
参加申込者名					

2 交代（変更）・棄権の理由

--

3 交代（変更）者 ※棄権の場合は記入不要

フリガナ			生年月日	(西暦)	
氏 名				年 月 日生 (歳)	
所属区分※1		所属の所在地※2			
プログラム記載用所属					
第 74 回大会 参加都道府県名		第 75 回大会 参加都道府県名		例外適用 ※3	
中央競技団体 登録の有無	有 ・ 無	有 の 場 合 登 録 番 号 等			
その他の必要事項（身長、体重、記録等）					

※1 第 76 回大会（都道府県予選会、ブロック大会）所属都道府県について、次のいずれかを選択して参加したかを記入。

成年種別 ア 居住地を示す現住所 イ 勤務地 ウ ふるさと

少年種別 ア 居住地を示す現住所 イ 「学校教育法」第 1 条に規定する学校の所在地
ウ 勤務地

※2 所在地は、市区町村名まで記入。ふるさとを選択した場合には「卒業学校名」を記入。

※3 今回(第 76 回大会)と第 75 回大会（不出場の場合は第 74 回大会）の参加都道府県が異なる場合のみ記入。

1 新卒業者	2 結婚又は離婚	3 ふるさと（成年）
4 一家転住（少年）	5 東日本大震災に係る特例	

年 月 日

当該中央競技団体会長（代表者） 殿

第 76 回国民体育大会冬季大会当該開催県実行委員会会長 殿

体育・スポーツ協会

会長（代表者） 印

協会・連盟

会長（代表者） 印

第76回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会 参加選手・監督交代（変更）・棄権手続きにあたっての留意事項

1 交代（変更）手続き

特別な事情で選手又は監督を交代（変更）する場合には、次の手続きを行うこと。ただし、交代（変更）を認めるか否かについては、当該中央競技団体の判断による。

- (1) 実施要項総則及び当該競技実施要項を参照し、交代（変更）する選手又は監督の参加資格を確認した上で、交代（変更）届に必要な事項を記入し、各競技が定める提出期限までに、当該中央競技団体及び開催県実行委員会宛に提出すること。
- (2) 当該中央競技団体提出用には、当該中央競技団体に確認の上、診断書等必要書類を添付すること。
- (3) 交代（変更）届提出時に公印（会長印等）を捺印し提出することが困難な場合には、当該都道府県選手団連絡責任者（※1）と当該選手・チームにおける監督の署名及び捺印による提出を認める。
- (4) その他、競技により別に定める事項がある場合はそれに従うこと。

2 棄権手続き

参加申込み締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、次の棄権手続きをとること。

- (1) 当該選手又は監督は、所属都道府県の連絡責任者へ連絡すること。連絡を受けた都道府県連絡責任者は、棄権届に必要な事項を記入し、当該競技会責任者（※2）宛に指定のFAX番号へFAXにて提出すること。（開催県実行委員会には提出不要）
なお、原本は提出後、必ず保管し、「3 大会終了後の手続き」に従い、後日、公益財団法人日本スポーツ協会へ提出すること。
- (2) 棄権届提出時に公印（会長印等）を捺印し提出することが困難な場合には、当該都道府県選手団連絡責任者（※1）の署名及び捺印による提出を認める。（当該選手・チームにおける監督の署名及び捺印は不要）
- (3) 中央競技団体への診断書等の添付は不要。
- (4) その他、競技により別に定める事項がある場合はそれに従うこと。

3 大会終了後の手続き

大会終了後、都道府県体育・スポーツ協会並びに中央競技団体は、次の手続きを行うこと。

- (1) 都道府県体育・スポーツ協会は、大会終了後通知される公益財団法人日本スポーツ協会の案内に従い、交代（変更）手続き後の参加申込情報の修正を行うこと。ただし、棄権手続きの場合、参加申込情報の修正は不要。
- (2) 大会終了後2週間以内に、次のものを公益財団法人日本スポーツ協会に提出すること。

ア 中央競技団体は、交代（変更）届（写し）及び棄権届（写し）

イ 都道府県体育・スポーツ協会は、棄権届（原本）及び棄権届提出一覧

※1 「都道府県選手団連絡責任者」は、公益財団法人日本スポーツ協会が大会開催前に各都道府県体育・スポーツ協会に対し照会を行い、取りまとめの上、中央競技団体に通知する。

※2 「競技会責任者」及び「指定FAX番号」は、公益財団法人日本スポーツ協会が大会開催前に各中央競技団体に対し照会を行い、取りまとめの上、都道府県体育・スポーツ協会に通知する。

3 各競技実施要項

◇ 正 式 競 技 ◇

〔1〕 スケート競技

1 期 日 2021年1月27日（水）から1月31日（日）まで〔5日間〕

実施競技	競技期間
スピード	2021年1月28日（木）～ 1月31日（日）
ショートトラック	2021年1月30日（土）～ 1月31日（日）
フィギュア	2021年1月27日（水）～ 1月30日（土）

2 会 場

実施競技	競技会場
スピード	岐阜県クリスタルパーク恵那スケート場（岐阜県恵那市）
ショートトラック	日本ガイシアリーナアイスリンク（愛知県名古屋市）
フィギュア	

3 種別、種目及び参加人員

(1) 種別及び種目

ア スピード

種 別	種 目
成年男子	500m・1000m・1500m・5000m・2000mR
成年女子	500m・1000m・1500m・3000m・2000mR
少年男子	500m・1000m・1500m・5000m・10000m・2000mR
少年女子	500m・1000m・1500m・3000m・2000mR

イ ショートトラック

種 別	種 目
成年男子	500m・1000m・5000mR
成年女子	500m・1000m・3000mR
少年男子	500m・1000m
少年女子	500m・1000m

ウ フィギュア

種 別	種 目
成年男子	シ ョ ー ト プ ロ グ ラ ム フ リ ー ス ケ ー テ ィ ン グ
成年女子	
少年男子	
少年女子	

(2) 参加人員

種 別	監督数	選手数	小 計	都道府県数	合 計
成年男子	12 名以内	30 名以内	1 都道府県 66 名以内	47	858 名以内
成年女子					
少年男子					
少年女子		24 名以内			

各都道府県は、監督 12 名、選手 54 名、計 66 名以内で編成し、各種別、各種目の参加者数は上記のとおりとする。ただし、総計 858 名を超える場合は、公益財団法人日本スケート連盟が調整する。

成年選手が監督を兼任する場合、種別・種目を跨ぐ兼任は認めない。

また、専任監督の種別の兼任は認めるが、種目を跨ぐ兼任は認めない。

ア スピード

- (ア) 各都道府県のエントリーは、前年度の国体で各種別の総合順位が 1 位から 16 位までの都道府県は各種別最大 8 名まで、17 位以下の都道府県は各種別最大 5 名までとする。ただし、国体開催県が 17 位以下の場合は 16 位に繰り上げる。

各都道府県の種別順位が 16 位までの中に得点が得られなかった場合、順位が決定している都道府県以下の順位の決定は、各種目予選から決勝までのレースごとにパフォーマンスポイントを与えて都道府県ごとの合計得点により以降の順位を決定する。この場合、長距離(3000m・5000m・10000m)に限り、1 位 12 点、2 位 11 点、3 位 10 点、4 位 9 点、5 位 8 点、6 位 7 点、7 位 6 点、8 位 5 点、9 位 4 点、10 位 3 点、11 位 2 点、12 位 1 点とする。

- (イ) 1 種目 2 名以内、1 名 2 種目（リレーは除く。）以内とする。

また、最大枠の中で各種目 1 名の補欠をエントリーできる。

リレーのエントリーは 1 チーム 6 名以内とし、競技は 4 名で行う。

- (ウ) エントリー後における選手の交代は、公益財団法人日本スケート連盟スピードスケート競技規則運用マニュアルに定める事由に準ずる。

- (エ) スピードとショートトラックに重複してエントリーすることはできない。

- (オ) 監督はスピード、ショートトラック、フィギュアを合わせて 12 名以内とする。

イ ショートトラック

- (ア) 前年度国体で各種別の総合順位が 1 位から 8 位までの都道府県と、前年の全日本都道府県対抗競技会で、各種別の総合順位が上記 8 位までを除いた都道府県で、各種別それぞれ 8 位まで、計 16 の都道府県は、成年男女種別各 5 名以内、少年男女種別各 2 名以内とし、17 位以下の都道府県は各種別 1 名とし、国体開催県が 17 位以下の場合は 16 位に繰り上げ、以下の順位を繰り下げる。

前年度の国体の各都道府県の種別順位が 8 位までの中に得点が得られなかった場合は、全日本都道府県対抗競技会の成績による。

但し、前年度第 67 回全日本都道府県対抗競技会（福島県郡山市）が新型コロナウイルス感染防止のため中止になったことにより、9 位から 16 位の順位が確定できなかったため、今年度に限り、第 67 回全日本都道府県対抗競技会（福島県郡山市）に各種別へ参加申込みを完了した全ての都道府県に、出場最大枠を認める。

- (イ) 1 種目 2 名以内、1 名 2 種目（リレーは除く。）以内とする。

また、最大枠の中で各種目 1 名の補欠をエントリーできる。

リレーのエントリーは 1 チーム 5 名以内とし、競技は 4 名で行う。

16 位までの都道府県少年男女種別と 17 位以下の都道府県各種別については、エントリー

後に病気、けが等で出場できない場合は、抽選会以前でレフェリーが認めた時に限り変更することができる。

(ウ) 上記以外のエントリー後における選手の交代は、公益財団法人日本スケート連盟スピードスケート競技規則運用マニュアルに定める事由に準じる。

(エ) ショートトラックとスピードに重複してエントリーすることはできない。

(オ) 監督は、スピード、ショートトラック、フィギュアを合わせて12名以内とする。

ウ フィギュア

(ア) 参加人数は、各種別とも1都道府県1チーム2名とする。

参加都道府県は、①から③に該当する最大16チームである。

① 前年度の国体で、各種別の総合順位が上位8チームで今年度の予選参加申込締切日まで
に大会出場の意向を提出したチーム

② 第76回国民体育大会冬季大会フィギュア競技予選会において出場権を得たチーム

③ 開催都道府県で今年度の予選参加申込締切日まで大会出場の意向を提出したチーム

(イ) 監督はスピード、ショートトラック、フィギュアを合わせて12名以内とする。

4 競技上の規定及び競技方法

(1) スピード

ア 公益財団法人日本スケート連盟シングルトラックスピードスケート競技特別規則による。

トラックは、「387.36m標準シングルトラック（Cタイプ）」を使用する。

イ 競技は、個人及び都道府県対抗とし、種目ごとに予選及び決勝を行う。

なお、予選及び決勝は、次の方法により行う。

(ア) 予選は、各都道府県からの出場申込記載順によりシードして組み合わせる。

(イ) 決勝出場者

① 8名以内（男女500m、男女1000m、男女1500m）

② 12名以内（男子5000m、男子10000m、女子3000m）

(ウ) 出場者数が上記の人数を超えた場合は予選を行う。ただし、申込者数が9名の場合は、予選を行わず決勝とする。（500mを除く）

(エ) 男女500m、1000m、1500mについては、出場者数により準決勝を行うことができる。

(オ) 500mとリレー競技では、決勝A（1位～4位）及び決勝B（5位～8位）を行い、順位を決定する。ただし、参加者（チーム）が6名（チーム）以内の場合は決勝のみとする。

(カ) 組合せにあたっては、公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本スケート連盟イベントコーディネーター・レフェリー及びスピード委員が立会い、責任をもって調整する。

ウ リレーの編成は、エントリー選手であれば予選と決勝で同一選手でなくてもよい。ただし、メンバー及び出走順の提出はリレー競技開始1時間前までとし、スケートの破損、選手の負傷等の特別な理由による変更の申し出は、リレー競技開始30分前までとする。

エ 責任先頭制の競技方法を採用する。

(ア) 責任先頭を課す距離及び回数は、次のとおりとする。

1000m（1回）、1500m（1回）、3000m（2回）、5000m（4回）、10000m（8回）

(イ) 責任先頭判定ラインは、両ストレートの中央に、走路に直角に引いた線とし、シングルトラック競技のフィニッシュの判定基準により行う。ただし、責任先頭の回数は、1000mを除きスタート後最初の判定ラインを除外する。

(ウ) 責任先頭の負荷種目の順位は、責任先頭を完了した者を優先して、到着順で順位を決定する。

また、責任先頭を完了しなかった者は、取得した回数の多少にかかわらず到着順とする。

ただし、男子10000mにおいては、責任先頭を完了した者を優先して到着順に順位を決定し、

次に回数未完了者の中で、取得回数の多い順に順位を付け、同回数の場合は到着順で決定する。さらに、未取得の者が到着順にこれに続く。

オ 抗議は、監督を通じてのみ行うことができる。

(2) ショートトラック

ア 公益財団法人日本スケート連盟ショートトラックスピードスケート競技特別規則による。トラックは、標準ショートトラックを使用する。

イ 競技は、個人及び都道府県対抗とする。

ウ 出場者をもって予選、準決勝、決勝、順位決定レースを行い、順位を決定する。

なお、予選及び決勝は、次の方法により行う。

(ア) 各種目ともエリミネーション方式とし、ラウンド及び組数は、出場者数に基づいて設定する。

(イ) レフェリー救済者を除き、500m、1000mの準決勝及び決勝は4名までの編成とする。

(ウ) レフェリー救済者を除き、各レースの1位、2位の者は次のラウンドに進出できる。

(エ) 同種別のレース間に最低20分間の休憩時間をおく。

(オ) 成年男子リレーの予選、準決勝は3000mで行う。

エ 各種目とも、最初のラウンドの組合せは、各都道府県からの出場申込記載のブロック別とし、そのブロックにおけるラウンドの編成は、今年度全日本距離別ランキングに基づいて、次にバジテスト級により同一級の中で抽選して各組に配置する。

また、補欠を起用する場合は予選にのみ適用し、交代者の組に置き換えることとし、全体の組合せの変更は行わない。組合せに当たっては、公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本スケート連盟イベントコーディネーター・レフェリー、コンペチターズスチュワード及びスピード委員が立会い、責任をもって調整する。

オ 順位は、決勝レース及び順位決定レースにより、1位から8位を決定する。

(3) フィギュア

ア 公益財団法人日本スケート連盟フィギュアスケート競技特別規則に準ずる。採点は、ISUジャッジングシステムによる。

イ 各種別参加選手32名以内によってショートプログラムを行い、上位24名によるフリースケーティングを行い、2名の総合成績合計で各チームの順位を決定する団体競技とする。

数値が同じ場合は、個人成績の良い選手を含むチームが上位となる。

※注意① 1名では参加できない。

② 2名申込みの場合でも1名が棄権した場合は、そのチームは失格とする。

ウ 本大会においてショートプログラム終了以前に1名でも選手が棄権した場合は、そのチームは失格となる。ただし、フリースケーティングにおける棄権は、棄権した選手に対しフリースケーティングの最下位の順位が与えられる。

エ 予選チームと本大会出場チームは、有資格者であればメンバーが異なっても構わない。

オ 本選において選手の変更のある場合は、監督会議前に文書で届け出た場合のみ1名の変更を認めることができる。抽選後の変更は認められない。

カ 競技課題

ショートプログラムは、2020年国際スケート連盟規程第611条に基づき、少年はISUジュニア課題、成年はISUシニア課題とする。

フリースケーティングは、2020年国際スケート連盟規程第612条に基づき、少年はジュニア、成年はシニアのISU規則に準ずる。

キ 滑走時間

(ア) ショートプログラム滑走時間は、2分40秒プラス／マイナス10秒とする。

(イ) フリースケーティング滑走時間は、成年男子・成年女子4分プラス／マイナス10秒、少年

男子・少年女子 3 分 30 秒プラス／マイナス 10 秒とする。

ク 音楽は、CDを使用することとし、最初から再生できるものとする。

また、必ず予備の音源も持参すること。

ケ 演技予定要素リストは、参加選手個人において 2021 年 1 月 6 日（水）までに公益財団法人日本スケート連盟ホームページ「マイページ」より登録すること。

登録手続きURL <https://www.skatingjapan.jp/mypage/>

なお、登録できない場合は、都道府県単位でまとめて次の送付先へ提出すること。

【送付先】 〒457-0821

愛知県名古屋市中区弥次エ町四丁目 7 1 番地

愛知県スケート連盟事務局

コ 滑走順抽選は監督会議において行う。

5 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

「2 実施要項総則」5に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 監督

公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格制度に基づく公認スケートコーチ 1、公認スケートコーチ 3、公認スケートコーチ 4、又は公認スケート教師の資格を有すること。

(2) スピード

公益財団法人日本スケート連盟バッジテスト B 級以上（スピード・ショート）の資格を有する者。（バッジテスト認定証は、必ず持参すること。）

(3) ショートトラック

公益財団法人日本スケート連盟バッジテスト B 級以上（スピード・ショート）の資格を有する者。（バッジテスト認定証は、必ず持参すること。）

(4) フィギュア

各種別とも、公益財団法人日本スケート連盟フィギュアバッジテスト総合 5 級以上の資格を有する者。ただし、中学 3 年生が参加する場合は、バッジテスト総合 6 級以上とする。

6 総合成績決定方法

男女総合成績（天皇杯得点）及び女子総合成績（皇后杯得点）は、競技得点と参加得点を合計し、その得点の多い都道府県順に 1 位から 8 位までを決定する。ただし、同得点の場合はその順位を共有し、次の順位を欠位とする。

(1) 競技得点の種類

ア 各種目に与える得点競技：スピード、ショートトラック

イ 種別に与える得点競技：フィギュア

(2) 競技得点

天皇杯対象種別	皇后杯対象種別	競 技 得 点
成年男子 成年女子 少年男子 少年女子	成年女子 少年女子	スピード、ショートトラック 各種目（リレーを含む。）とも、1 位 8 点、2 位 7 点、3 位 6 点、4 位 5 点、5 位 4 点、6 位 3 点、7 位 2 点、8 位 1 点の競技得点を与える。
		フィギュア 各種別とも、1 位 24 点、2 位 21 点、3 位 18 点、4 位 15 点、5 位 12 点、6 位 9 点、7 位 6 点、8 位 3 点の競技得点を与える。

※ 同得点の場合は、その順位を共有し、次の順位を欠位とする。

得点は、次の順位の得点を加え、当該都道府県で等分する。

(3) 参加得点

大会（ブロック大会等を含む。）に参加した都道府県に、参加得点 10 点を与える。ただし、第 76 回国民体育大会冬季大会フィギュア競技予選会で本大会の出場権を獲得しながら、本大会に参加しなかった場合は与えない。

7 表 彰

- (1) 男女総合成績及び女子総合成績の 1 位から 8 位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。
- (2) 男女総合成績 1 位の都道府県に、国民体育大会会長トロフィーを授与する。
- (3) 競技の各種別及び種目の 1 位から 8 位までに賞状を授与する。ただし、団体競技の場合は、その都道府県名とチーム全員（監督を含む。）の氏名を記載したものを都道府県用に 1 枚、さらに、その都道府県名と当該個人名を記載したものをチーム全員に授与する。

8 諸会議

(1) 抽選会

ア スピード

日 時 2021 年 1 月 10 日（日） 13：00～
場 所 日本ガイシアリーナ 2 階 NK アスリートトレーニングルーム
電 話 052-614-6211

イ ショートトラック

日 時 2021 年 1 月 10 日（日） 14：30～
場 所 日本ガイシアリーナ 2 階 NK アスリートトレーニングルーム
電 話 052-614-6211

(2) 監督会議

ア スピード

日 時 2021 年 1 月 27 日（水） 16：30～
場 所 恵那文化センター
電 話 0573-25-5121

イ ショートトラック

日 時 2021 年 1 月 29 日（金） 14：00～
場 所 日本ガイシフォーラム 第一・第二研修室
電 話 052-614-3131

ウ フィギュア

日 時 2021 年 1 月 26 日（火） 15：00～
場 所 日本ガイシフォーラム 第一・第二研修室
電 話 052-614-3131

(3) 競技役員会議

ア スピード

日 時 2021 年 1 月 27 日（水） 18：30～
場 所 岐阜県クリスタルパーク恵那スケート場
電 話 0573-28-3390

イ ショートトラック

日 時 2021 年 1 月 29 日（金） 15：00～
場 所 日本ガイシフォーラム 第一・第二研修室
電 話 052-614-3131

ウ フィギュア（レフェリー、テクニカル・コントローラー会議）

日 時	2021 年 1 月 26 日（火） 13：00～
場 所	日本ガイシアリーナ 第一会議室
電 話	052-614-6211

9 その他

その他の事項については、総則の定めによる。

〔２〕 アイスホッケー競技

１ 期 日 2021年1月27日（水）から1月31日（日）まで〔5日間〕

種 別	27 日（水）	28 日（木）	29 日（金）	30 日（土）	31 日（日）
成年男子	1 回 戦	2 回 戦	準々決勝	準決勝 順位戦 順位決定戦	決勝 3位決定戦
少年男子		1 回 戦	準々決勝	準決勝 順位戦 順位決定戦	決勝 3位決定戦

２ 会 場

会 場 地	競 技 会 場
愛知県豊 橋 市	アクアリーナ豊橋（アイスアリーナ）
愛知県長久手市	モリコロパーク（アイススケート場）

３ 種別及び参加人員

種 別	監督	選手	参加都道府県	小計	合 計
成年男子	1	16	26	442	663
少年男子	1	16	13	221	

４ 競技上の規定及び競技方法

- (1) アイスホッケー公式国際競技規則及び本大会要項による。
- (2) トーナメント方式により、1位から8位までを決定する。
- (3) 5位から8位までの順位決定戦の組合せ抽選は行わない。
- (4) 競技時間

1試合を第1、第2、第3ピリオドの3回に分け、ピリオド間にインターバルを挟み、試合を行う。

本大会では、成年1回戦、2回戦、準々決勝、順位戦、順位決定戦、少年1回戦、準々決勝、順位戦、順位決定戦はそれぞれ各ピリオド正味15分で行い、成年、少年とも準決勝、3位決定戦、決勝は、各ピリオド正味20分で行う。インターバルは10分とする。
- (5) 第3ピリオド終了時に同点の場合

ただちに、5分間のサドンデス方式による「3 on 3方式」の延長戦を行う。

なお、決しない場合は、3名によるペナルティショット・シュートアウトを行う。それでも決しない場合は、1名ずつのサドンデス方式によるペナルティショット・シュートアウトを行う。
- (6) 成年、少年とも大会登録は、大会中にゴールキーパー1名を含め、16名以内とする。

なお、試合進行のために必要な員数を氷上に揃えることができなくなった時点で没収試合とし、0対15で当該チームの敗戦とする。

５ 予選方法

- (1) 予選は都道府県大会及びブロック大会とする。
- (2) 都道府県大会は、各都道府県連盟の主催とし、ブロック大会は所属都道府県連盟の共催開催地

連盟の主管とする。

(3) ブロック大会の所属都道府県及び選出チーム数は次のとおりとする。

ブロック名	都 道 府 県 名	成年	少年
北 海 道	北海道	1	1
東 北	青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島	4	2
関 東	茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨	5	4
北信越・東海	新潟・長野・富山・石川・福井・静岡・三重・岐阜	3	2
近 畿	滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山	4	
中国・四国	鳥取・島根・岡山・広島・山口・香川・徳島・愛媛・高知	4	3
九 州	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄	4	
開 催 地	愛知	1	1
計		26	13

6 参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

「2 実施要項総則」5に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 本年度アジアリーグに出場したチームに所属登録された者は出場できない。
- (2) 本大会の参加人員は、「アイスホッケー競技要項」の3によるが、選手については、各都道府県大会及びブロック大会に出場した者のうちからメンバーを編成する。
- (3) 監督は、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に基づく公認アイスホッケーコーチ1、公認アイスホッケーコーチ3、又は公認アイスホッケーコーチ4の資格を有すること。

7 総合成績決定方法

総合成績（天皇杯得点）は、競技得点と参加得点を合計し、その得点の多い都道府県順に1位から8位までを決定する。ただし、同得点の場合はその順位を共有し、次の順位を欠位とする。

(1) 競技得点

天皇杯対象種別	競 技 得 点
成 年 男 子 少 年 男 子	各種別の1位40点、2位35点、3位30点、4位25点、5位20点、6位15点、7位10点、8位5点の競技得点を与える。ただし、同順位の場合はその順位を共有し、次の順位を欠位とする。得点は次の順位の得点を加え、当該都道府県で等分する。

(2) 参加得点

大会（ブロック大会を含む。）に参加した都道府県に、参加得点10点を与える。ただし、ブロック大会で本大会の出場権を獲得しながら、本大会に参加しなかった場合は与えない。

(3) その他

ア 総合成績（天皇杯得点）の決定は、公益財団法人日本アイスホッケー連盟が行う。

イ 天候その他の事情により一部競技が中止になった場合の成績は、大会総務委員会と公益財団法人日本アイスホッケー連盟が協議する。

8 表 彰

- (1) 総合成績の1位から8位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。
- (2) 総合成績1位の都道府県に、国民体育大会会長トロフィーを授与する。
- (3) 各種別の1位から8位までに賞状を授与する。
賞状は、その都道府県名とチーム全員（監督含む。）の氏名を記載したものを都道府県用に1

枚、さらに、その都道府県名と当該個人名を記載したもの又は、都道府県名とチーム全員（監督を含む。）の氏名を記載したものをチーム全員に授与する。

9 参加上の注意

- (1) 2021年1月6日（水）までにチームのホーム用及びビジター用ユニフォームの写真データをCDで郵送又はEメールで、次の送付先へ提出すること。

【送付先】

〒460-8501

愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県スポーツ局スポーツ振興課内

第76回国民体育大会冬季大会スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）・

アイスホッケー競技会愛知県実行委員会事務局

メールアドレス：sports@pref.aichi.lg.jp

- (2) アイスホッケー公式国際競技規則第31条及び第35条に基づき、国体少年の部に参加するプレーヤーは、フルフェイス・マスクと首と肩の間のプロテクター及びマウスピースを着用しなければならない。ゴールキーパーについては、18歳未満の規則を適用する。
- (3) その他の事項は、「2 実施要項総則」15によるものとする。

10 諸会議

- (1) 抽選会

日 時	2021年1月12日（火） 11:00～
場 所	JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE
電 話	03-5843-0375（公益財団法人日本アイスホッケー連盟）

- (2) 監督会議

日 時	2021年1月26日（火） 15:00～
場 所	ウインクあいち 11階 1102室
電 話	052-571-6131

11 その他

その他の事項については、総則の定めによる。

4 式典次第

第 76 回国民体育大会冬季大会 スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）・アイスホッケー競技会

開始式

期 日 2021 年 1 月 27 日（水）
場 所 愛知県芸術劇場大ホール
（愛知芸術文化センター）

順	次 第	時 刻
1	開 場	10 : 00
2	役 員 ・ 選 手 団 集 合 開 始	10 : 15
3	役 員 ・ 選 手 団 着 席 完 了	10 : 40
4	歓 迎 ア ト ラ ク シ ョ ン	10 : 45
5	参 加 都 道 府 県 選 手 団 紹 介	11 : 05
6	開 式 通 告	11 : 20
7	競 技 会 開 始 宣 言	11 : 21
8	国 旗 儀 礼	11 : 24
9	大会旗・日本スポーツ協会旗・実施競技団体旗儀礼	11 : 26
10	大 会 会 長 ト ロ フ ィ ー 返 還	11 : 28
11	日 本 ス ポ ー ツ 協 会 あ い さ つ	11 : 32
12	ス ポ ー ツ 庁 あ い さ つ	11 : 35
13	中 央 競 技 団 体 あ い さ つ	11 : 38
14	歓 迎 の こ と ば	11 : 41
15	選 手 代 表 宣 誓	11 : 47
16	閉 式 通 告	11 : 50
17	役 員 ・ 選 手 団 解 散	11 : 51

第 76 回国民体育大会冬季大会 スケート競技会（スピード）

開始式

期 日 2021 年 1 月 27 日（水）
場 所 岐阜県恵那文化センター

順	次 第	時 刻
1	開 場	1 4 : 0 0
2	役 員 ・ 選 手 団 集 合 開 始	1 4 : 3 0
3	役 員 ・ 選 手 団 着 席 完 了	1 4 : 5 5
4	歓 迎 ア ト ラ ク シ ョ ン	1 5 : 0 0
5	参 加 都 道 府 県 旗 入 場 ・ 選 手 団 紹 介	1 5 : 2 0
6	開 式 通 告	1 5 : 4 5
7	競 技 会 開 始 宣 言	1 5 : 4 6
8	国 旗 儀 礼	1 5 : 4 9
9	大 会 会 長 ト ロ フ ィ ー 返 還	1 5 : 5 1
10	日 本 ス ポ ー ツ 協 会 あ い さ つ	1 5 : 5 5
11	ス ポ ー ツ 庁 あ い さ つ	1 5 : 5 8
12	中 央 競 技 団 体 あ い さ つ	1 6 : 0 1
13	歓 迎 の こ と ば	1 6 : 0 4
14	選 手 代 表 宣 誓	1 6 : 1 0
15	閉 式 通 告	1 6 : 1 3
16	役 員 ・ 選 手 団 解 散	1 6 : 1 4

第 76 回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会

表彰式

期 日 2021 年 1 月 31 日 (日)

場 所 ウインクあいち大ホール
(愛知県産業労働センター)

順	次 第	時 刻
1	開 場	1 5 : 0 0
2	役 員 ・ 選 手 団 集 合 開 始	1 5 : 3 0
3	役 員 ・ 選 手 団 着 席 完 了	1 5 : 5 9
4	開 式 通 告	1 6 : 0 0
5	成 績 発 表	1 6 : 0 1
6	ス ケ ー ト 競 技 会 表 彰 状 授 与	1 6 : 0 9
7	ス ケ ー ト 競 技 会 大 会 会 長 ト ロ フ ィ ー 授 与	1 6 : 2 5
8	ア イ ス ホ ッ ケ ー 競 技 会 表 彰 状 授 与	1 6 : 2 8
9	ア イ ス ホ ッ ケ ー 競 技 会 大 会 会 長 ト ロ フ ィ ー 授 与	1 6 : 3 6
10	中 央 競 技 団 体 あ い さ つ	1 6 : 3 9
11	会 場 地 あ い さ つ	1 6 : 4 2
12	国 旗 儀 礼	1 6 : 4 5
13	競 技 会 終 了 宣 言	1 6 : 4 7
14	閉 式 通 告	1 6 : 5 0
15	役 員 ・ 選 手 団 解 散	1 6 : 5 1

5 宿泊要項

1 目的

この要項は、第 76 回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、都道府県本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員、視察員及び報道員（以下「大会参加者」という。）の宿泊業務に関して必要な事項を定めるものとする。

2 基本方針

第 76 回国民体育大会冬季大会スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）・アイスホッケー競技会愛知県実行委員会及び第 76 回国民体育大会冬季大会スケート競技会（スピード）恵那市実行委員会は、第 76 回国民体育大会冬季大会スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）・アイスホッケー競技会配宿センター及び第 76 回国民体育大会冬季大会スケート競技会（スピード）配宿センター（以下「配宿センター」という。）を設置し、相互に十分な連絡調整を行い、関係する機関及び団体の協力を得て、大会参加者の宿泊について万全を期するものとする。

3 業務の実施

配宿センターは、競技団体、旅館組合等関係団体及び宿泊施設等と連絡調整の上、大会参加者の宿舎の選定、確保及び配宿等に関する業務に当たるとともに、これに関する紛議が発生した場合は、調停及び斡旋を行うものとする。

4 宿舎の選定及び確保

宿舎の選定及び確保については、次により行うものとする。

- (1) 大会参加者の宿舎は、原則として会場地市内の宿泊施設（旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）の許可を受けて営業を行うホテル・旅館及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用するものとする。
- (2) 会場地市内の宿泊施設で大会参加者の収容が困難な場合は、近隣の市町村の宿泊施設を利用するものとする。
- (3) 風紀、衛生及び防災上支障があると認められる宿泊施設は利用しないものとする。

5 配宿

大会参加者の配宿に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 選手・監督の宿舎は、競技会場までの交通状況等並びに都道府県別、競技別、競技種目別及び男女別等を可能な限り考慮して配宿するとともに、原則として都道府県本部役員、競技会役員及び競技役員とは別にする。
- (2) 競技会役員及び競技役員については、できる限り同一又は近隣の宿舎に配宿する。
- (3) 1 人の宿泊に要する広さは、 3.3 m^2 （2 畳）以上とする。
- (4) 指定された宿舎の変更は、原則として認めない。任意に変更したことによって生じた全ての紛議及び損失は、任意に変更した者がその責を負うものとする。

6 宿泊料金等

大会参加者の宿泊料金等は、次のとおりとする。

- (1) 宿泊及び素泊まり
ア 宿泊とは、入宿日の 15 時から、出発日の 10 時までの客室の使用をいうものとし、原則として 1 泊 2 食とする。
イ 素泊まりとは、食事を伴わない宿泊をいうものとする。

(2) 宿泊料金

宿泊料金は次のとおりとする。ただし、大会役員等が定員未満での利用などを希望する場合は、この料金を超えることがある。

ア 愛知県内に宿泊する場合

区 分	消費税	宿泊料金		備 考
		1泊2食	素泊まり	
営業施設	税抜	8,500円～13,000円	5,950円～9,100円	通常のサービス・奉仕料及び暖房料を含む。
	税込	9,350円～14,300円	6,545円～10,010円	

イ 恵那市内及びその周辺に宿泊する場合

区 分	消費税	宿泊料金		備 考
		1泊2食	素泊まり	
営業施設	税抜	8,400円～13,000円	5,880円～9,100円	通常のサービス・奉仕料及び暖房料を含む。
	税込	9,240円～14,300円	6,460円～10,010円	

[注] 「1泊2食」宿泊料金は500円刻み(税抜)とする。

「素泊まり」料金は「1泊2食」料金の70%相当とする。

(3) 入湯税

入湯税については外税とし、宿泊料金とは別に支払うものとする。

(4) 欠食控除

欠食控除の適用は、夕食の場合は前日の18時まで、朝食の場合は前日の12時までに宿舎に申し出た場合に限り行うものとし、次のとおりとする。ただし、夕食の場合、競技の進行状況により当該時間までに申し出ることが困難な場合は、宿舎と協議して決定する。

ア 夕食を欠食した場合の宿泊料金は、「1泊2食」料金の80%相当とする。

イ 朝食を欠食した場合の宿泊料金は、「1泊2食」料金の90%相当とする。

(7) 愛知県内で宿泊する場合

区 分	消費税	夕食を欠食した場合	朝食を欠食した場合
営業施設	税抜	6,800円～10,400円	7,650円～11,700円
	税込	7,480円～11,440円	8,415円～12,870円

(4) 恵那市内及びその周辺で宿泊する場合

区 分	消費税	夕食を欠食した場合	朝食を欠食した場合
営業施設	税抜	6,720円～10,400円	7,560円～11,700円
	税込	7,390円～11,440円	8,310円～12,870円

(5) 休憩料金

入宿日の15時以前及び出発日の10時以降に客室を使用する場合の休憩料金は、各宿舎の規定に基づくものとする。

(6) 入浴料

宿泊者が宿舎からの要請により公衆浴場等を利用したときの入浴料は、当該宿舎が負担するものとする。

(7) 宿泊料金等の精算

宿泊料金等は、原則として各都道府県体育・スポーツ協会が、配宿センターに対して大会終了後、振込することとする。

なお、振込手数料については、振込者が負担するものとする。

(8) 宿泊取消料

ア 大会参加の取りやめ等、やむを得ない理由により宿泊を取消した場合の宿泊取消料は次のとおりとする。

宿泊取消しの申出区分	宿泊取消料	備 考
宿泊予定日の6日前まで	不要	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金を宿泊料金(税抜)とする。
宿泊予定日の5日前から 宿泊予定日前日まで	宿泊料金(税抜)の20%	
宿泊予定日当日	宿泊料金(税抜)の50%	
旅行開始後又は無連絡	宿泊料金(税抜)の全額	

[注] 荒天等により、交通機関が不通となり宿舎への到着が困難な状況が生じた場合は、宿舎と協議して取消料を決定する。

イ 選手・監督が、競技敗退後又は荒天等により競技会期短縮の決定後において宿泊を取消しする場合は、アの定めに関わらず、特例として次のとおりとする。

なお、この特例は選手・監督以外には適用しない。

宿泊取消しの申出区分	宿泊取消料	備 考
敗退日当日又は競技会期短縮決定日当日の宿泊の取消し	宿泊料金(税抜)の50%	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金(税抜)を宿泊料金(税抜)とする。
敗退日翌日以降又は競技会期短縮決定日翌日以降の宿泊の取消し	不要	

ウ 不慮の災害等により、競技会(種目・種別)が中止となった場合は、入宿前後にかかわらず、上記アの宿泊取消料を適用するものとする。

なお、この規定は、大会参加者すべてに適用するものとする。

エ 宿泊申込み後、変更・取消しの申し出がないまま宿泊をしなかった場合の取消料は、ア及びイの定めに関わらず、宿泊料金(税抜)の全額とする。

オ アからエまでの宿泊取消料には、消費税に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を加算するものとする。

カ 宿泊取消料は、宿泊責任者又は本人が配宿センターの指定する方法により支払うものとする。

また、宿泊責任者又は本人が宿泊取消料を支払うことができない場合は、宿泊申込代表者が最終責任を負うものとする。

(9) 宿泊料金等の適用期間

宿泊料金等の適用期間は、2021年1月23日(土)15時から2021年2月1日(月)10時までとする。

7 宿泊の申込み

(1) 宿泊の申込みは、別に定める宿泊業務実施要領(以下「実施要領」という。)により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して配宿センターに行うものとする。

ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる申込みが困難な場合

は、宿泊申込書に必要事項を記入の上、FAX又は郵送により行うものとし、その効力の発生は、インターネットについては受信時、FAX又は郵送では到達した日時とする。

また、選手・監督、都道府県本部役員にあつては、第76回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会実施要項（以下「大会実施要項」という。）に定める人員を超える宿泊の申込みは認めないものとする。

- (2) 宿泊の申込みは、実施要領の申込期限以降は受け付けず、申込期限までに宿泊の申込みがなかった場合は、大会実施要項の定めにより、大会への参加を認めないものとする。

8 宿泊の変更及び取消し

- (1) 大会参加者の宿舎決定後の宿泊の取消しについては、限られた宿泊施設を有効活用し配宿を行うことから、大会への参加取消し等の特別な事情のない限り認めないものとする。

なお、不適切な対応が生じた場合は、日本スポーツ協会国民体育大会委員会において報告する。

- (2) 入宿前の変更及び取消しについては、実施要領の様式により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して速やかに配宿センターに行うものとする。

ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる変更や取消しが困難な場合は、FAX又は郵送により行うものとし、その効力の発生は、インターネットについては受信時、FAX又は郵送では到達した日時とする。

- (3) 入宿後にあつては、宿泊責任者が直接当該宿舎へ速やかに申し出るものとし、その効力の発生は、当該申出のあった日時とする。

9 食事

- (1) 大会参加者に提供する食事は、衛生的で栄養バランスがよく、地元産食材が活用され、郷土色豊かなものとなるよう配慮した献立とし、関係者の協力を得て提供するものとする。

- (2) 昼食については、原則として自由調達とするが、斡旋を希望する場合は、配宿センターが定める弁当申込方法により申込むものとする。

なお、昼食(弁当)料金は次のとおりとする。

区 分	消費税	料 金
昼食弁当 (お茶を含む)	税抜	900 円以内
	税込 (8%)	972 円以内

※弁当は軽減税率の対象となる。

10 アイスホッケー競技の用具保管場所

アイスホッケー競技の用具は、宿舎の指示に従い、指示された場所に保管するものとする。

11 その他

この要項に定めるもののほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項は、実施要領に定めるものとする。

6 輸送交通要項

1 目 的

この要項は、第76回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、都道府県本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員、視察員、報道員（以下「大会参加者」という。）及び一般観覧者等の輸送交通について、輸送の万全と交通の安全を図り、大会の円滑な運営を期するため、必要な事項を定めるものとする。

2 基本方針

第76回国民体育大会冬季大会スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）・アイスホッケー競技会愛知県実行委員会、第76回国民体育大会冬季大会スケート競技会（スピード）岐阜県実行委員会及び会場地市実行委員会は、大会参加者及び一般観覧者等の輸送交通について、関係機関及び団体等の協力を得て、安全で正確な輸送を図るものとする。

3 輸送対策

(1) 全国輸送

大会参加者は、自由集合及び自由解散とする。ただし、必要に応じて、関係機関等の協力等を得て、輸送力の確保に努める。

(2) 会場地における輸送

ア 大会参加者

(ア) 開始式・表彰式

原則として、自由集合及び自由解散とする。

(イ) 大会期間中

各競技会場への輸送は、原則として自由集合及び自由解散とする。ただし、開催県実行委員会又は会場地市実行委員会が必要に応じてシャトルバス運行等の措置を講じる。

(ウ) 各種会議

全国代表者会議、全国報道員会議及び監督会議等は、原則として自由集合及び自由解散とする。

イ 一般観覧者

原則として公共交通機関等を利用する。ただし、会場周辺の公共交通機関の状況や最寄り駅から会場までの距離等を勘案し、必要に応じて開催県実行委員会又は会場地市実行委員会がシャトルバス運行等の措置を講じる。

ウ その他

大会参加者及び一般観覧者が公共交通機関を利用する場合は、所定の料金を支払うものとする。

4 案内所の設置

開催県実行委員会及び会場地市実行委員会は、輸送交通の案内のため必要に応じて案内所を設置することができる。

5 交通安全対策

(1) 交通規制

ア 開始式・表彰式会場及び各競技会場に通じる道路及び会場周辺の道路においては、必要に応じて交通規制等を行う。

イ 大会関係車両についても、交通規制に従い、安全運転の励行に努める。

(2) 自家用車の利用

- ア 大会参加者の自家用車等での来場は、できる限り自粛に努めること。
- イ 大会参加者が、大会期間中、やむを得ず自家用車を利用する場合は、各会場周辺において通行を規制する必要があるため、開催県実行委員会又は会場地市実行委員会と連絡調整を行うものとする。
- ウ 輸送交通の万全を図るため、スタッドレスタイヤやタイヤチェーン等を装着又は携行し、路面凍結時や積雪時のスリップ等による交通事故、移動不能による交通渋滞を防止すること。

(3) 駐車場

- ア 大会関係車両は、指定された駐車場を利用すること。
- イ 各駐車場においては、駐車収容能力に限度があるため、係員による駐車箇所の指定及び誘導等の指示に従うこと。

6 その他

この要項に定めるもののほか、輸送交通の実施に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

7 医療救護要項

1 目 的

この要項は、第76回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、都道府県本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員、視察員、報道員及び一般観覧者等における医療救護に万全を期するため、必要な事項を定めるものとする。

2 基本方針

第76回国民体育大会冬季大会スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）・アイスホッケー競技会愛知県実行委員会（以下「愛知県実行委員会」という。）、第76回国民体育大会冬季大会スケート競技会（スピード）岐阜県実行委員会及び会場地市実行委員会は、医療機関及び関係団体等の協力を得て、医療救護業務を遂行するものとする。

3 医療救護対策

(1) 救護本部及び救護所の設置

- ア 医療救護業務を統括するために救護本部を設置する。
- イ 開始式・表彰式会場には、必要に応じて救護所を設置する。
- ウ 各競技会場には、大会期間中、救護所を設置する。
- エ 救護所は、医師、歯科医師、看護師又は保健師、アスレティックトレーナー、救護係員等により必要に応じた編成を行う。
- オ 救護所では、応急処置を行うものとし、状況に応じて医療機関に移送する。

(2) 医薬品、救急自動車等の配備

- ア 救護所には、応急処置の万全を期すため、医薬品、医療器具、AED（自動体外式除細動器）、その他必要な物品を備える。ドーピング禁止物質を含む薬を配備しない。
- イ 救護所には、別途関係機関と協議の上、必要に応じて救急自動車を配備する。

(3) 宿舎等における医療救護

- ア 宿泊する旅館・ホテル等で負傷や発病し、医療機関で受診する場合は、宿舎に申し出た上、監督又は引率責任者若しくは関係者が医療機関へ連絡すること。
- イ 練習中等で救護関係者がいない場所で負傷や発病した場合は、競技会場等の係員に申し出ること。

4 医療費の負担

救護本部及び救護所の設置並びに救急自動車の配備等に要した経費を除き、医療費は全て受診者が負担する。

5 業務の分担

- (1) 愛知県が行う医療救護業務の統括は、愛知県実行委員会が担当する。
- (2) 愛知県が行う開始式・表彰式会場、競技会場及び宿舎における医療救護は、愛知県実行委員会と会場地市実行委員会が連携し担当する。
- (3) 恵那市が行う開始式会場、競技会場及び宿舎ににおける医療救護は、第76回国民体育大会冬季大会スケート競技会（スピード）恵那市実行委員会が担当する。

6 その他

この要項に定めるもののほか、医療救護の実施に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

8 国民体育大会天皇杯・皇后杯授与規程

第1条 天皇杯は、男女総合成績第1位の都道府県、皇后杯は、女子総合成績第1位の都道府県に授与する。

2 第1位が2都道府県以上の場合は、当該都道府県で共有する。

第2条 天皇杯及び皇后杯は、総合閉会式に授与し、次回総合開会式において返還する。

第3条 天皇杯又は皇后杯を授与された都道府県は、次の各項の義務を有する。

- (1) 信託会社又は確実な金庫に保管する。
- (2) 破損、紛失等の場合は、当該都道府県の責任とする。
- (3) 公益財団法人日本スポーツ協会が優勝都道府県名刻印のため又はその他の必要により一時返還を求めた場合は、これに応じなければならない。

附 則 本規程は、昭和41年4月1日制定

昭和45年1月22日一部改定

昭和48年7月10日一部改定

昭和54年5月9日一部改定

平成17年6月16日一部改定

平成22年3月17日一部改定

本規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。

平成30年4月1日一部改定

9 国民体育大会会長トロフィー授与規程

第1条 国民体育大会会長トロフィー（以下「大会会長トロフィー」という。）は、正式競技別男女総合成績第1位の都道府県に授与する。

2 第1位が2都道府県以上の場合は、当該都道府県で共有する。

第2条 大会会長トロフィーは、競技会表彰式に授与し、次回競技会において返還する。

第3条 大会会長トロフィーを授与された都道府県は、次の各項の義務を有する。

- (1) 責任をもって保管する。
- (2) 破損、紛失等の場合は、当該都道府県の責任とする。
- (3) 優勝の刻印を次回大会までに行うものとする。ただし、第1条第2項の場合は、当該都道府県で協議して決めるものとする。
- (4) 公益財団法人日本スポーツ協会が必要により一時返還を求めた場合は、これに応じなければならない。

附 則 本規程は、昭和41年4月1日制定
昭和45年1月22日一部改定
昭和48年7月10日一部改定
昭和54年5月9日一部改定
平成17年6月16日一部改定

本規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。

平成30年4月1日一部改定

10 関係団体事務局一覧表

団 体 名	所 在 地	TEL
		FAX
公益財団法人日本スポーツ協会	〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町 4-2 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 内	(03) 6910-5808
		(03) 6910-5820
スポーツ庁競技スポーツ課	〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2-2	(03) 6734-2999
		(03) 6734-3793
公益財団法人日本スケート連盟	〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町 4-2 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 内	(03) 5843-0415
		(03) 5843-0416
公益財団法人 日本アイスホッケー連盟	〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町 4-2 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 内	(03) 5843-0375
		(03) 5843-0376
公益財団法人愛知県スポーツ協会	〒460-0007 愛知県名古屋市中区新栄 1 丁目 49-10 愛知県教育会館内	(052) 264-1010
		(052) 264-0909
愛知県スケート連盟	〒457-0821 愛知県名古屋市中区弥次ヱ町 4-71	(090) 9916-8088
		(052) 611-7883
愛知県アイスホッケー連盟	〒451-0024 愛知県名古屋市中区秩父通 1-58 丸安ニット（株）内	(052) 532-3200
		(052) 521-5695
第 76 回国民体育大会冬季大会 スケート競技会（ショートトラック・ フィギュア）・アイスホッケー競技会 愛知県実行委員会事務局	〒460-8501 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目 1-2 愛知県スポーツ局スポーツ振興課内	(052) 954-6819
		(052) 951-1005
第 76 回国民体育大会冬季大会 スケート競技会 （フィギュア・ショートトラック） 名古屋市実行委員会事務局	〒460-8508 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目 1-1 名古屋市スポーツ市民局スポーツ推進 部スポーツ戦略室内	(052) 972-3294
		(052) 972-4417
第 76 回国民体育大会冬季大会 アイスホッケー競技会 豊橋市実行委員会事務局	〒440-8501 愛知県豊橋市今橋町 1 豊橋市文化・スポーツ部 「スポーツのまち」づくり課内	(0532) 51-2603
		(0532) 56-3005

第 76 回国民体育大会冬季大会 アイスホッケー競技会 長久手市実行委員会事務局	〒480-1196 愛知県長久手市岩作城の内 60-1 長久手市くらし文化部生涯学習課 冬季国体推進室内	(0561) 56-0643
		(0561) 62-1451
公益財団法人岐阜県スポーツ協会	〒502-0817 岐阜市長良福光大野 2675-28 岐阜メモリアルセンター内	(058) 297-2567
		(058) 297-2568
岐阜県スケート連盟	〒508-0001 岐阜県中津川市中津川 3156-2	(0573) 66-2741
第 76 回国民体育大会冬季大会 スケート競技会（スピード） 岐阜県実行委員会事務局	〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南 2-1-1 岐阜県清流の国推進部地域スポーツ課 内	(058) 278-3589
		(058) 278-2604
第 76 回国民体育大会冬季大会 スケート競技会（スピード） 恵那市実行委員会事務局	〒509-7292 岐阜県恵那市長島町正家 1-1-1 恵那市教育委員会事務局スポーツ課内	(0573) 26-2111 内線 485
		(0573) 26-2189

**第 7 6 回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会
中央競技役員数及び同所要経費基準**

1 中央競技役員数

競 技 役 員 区 分		人 数
スケート競技会	スピード	2
	ショートトラック	1 8
	フィギュア	2 6
アイスホッケー競技会		4 6
計		9 2

2 所要経費支給基準

(1) 交通費

ア 運賃は、各競技役員の居住地最寄駅から会場地最寄駅間を原則とし、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により算定する。

イ スケート競技会・アイスホッケー競技会の急行・特急料金及び航空運賃は、競技会場地市（名古屋市、豊橋市、長久手市、恵那市）の「職員等の旅費に関する条例」の例による。

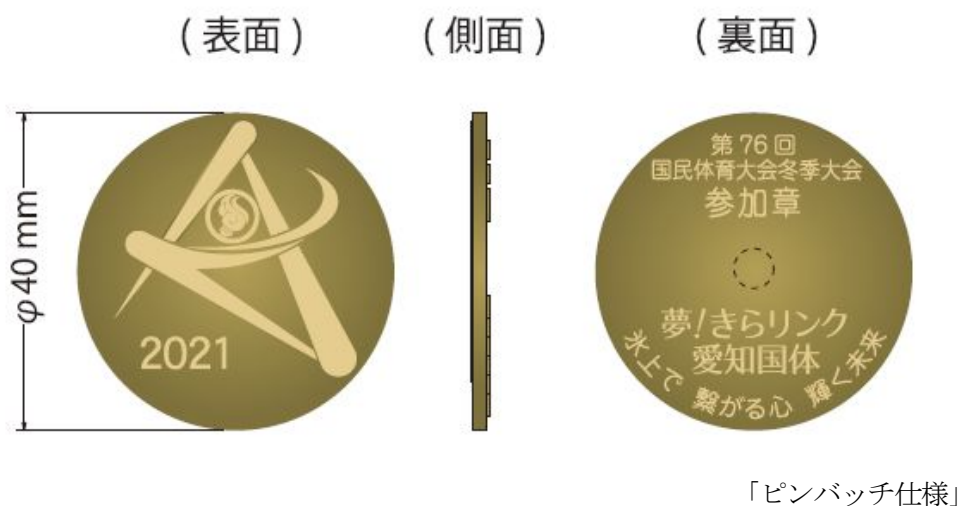
(2) 宿泊費及び諸費

区分	支給額
宿泊費 (1泊2食)	第76回国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会宿泊要項に定める宿泊料金×宿泊日数(役員業務従事日数+1日)
諸 費	2, 200円×(宿泊日数+1日)

- (注) 1 支給期間は、競技日数に1日を加えた日数を上限とする。
 2 開始式日は、競技日数に含める。
 3 入湯税対象施設に宿泊した場合には、別途入湯税を加算する。

第76回国民体育大会冬季大会スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）・
アイスホッケー競技会大会参加章のデザインについて

1 デザイン



2 規格

大きさ：縦横40mm程度 厚さ：3mm程度
材質：亜鉛合金（真鍮ブロンズ仕上げ）

3 デザイン説明

愛知県の「A」をモチーフにデザインされた大会のシンボルマークは、中心に国体マークを配置することで、全国から愛知県へ集うことを表しています。この大会に参加するみなさんとの出会いに感謝して、夢！きらリンク愛知国体の思い出の印となるよう制作しました。